

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
が休む日
の翌日)

規 則 鳥取県事務処理権限規則 (職員課)

目 次

公布された規則のあらまし

◇鳥取県事務処理権限規則

一 目的 (第一条関係)

この規則は、知事の権限に属する事務のうち、本庁において処理するもの、
決裁並びに地方機関等において処理するものの委任及びその決裁に關し必要な
事項を定めることにより、事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を圖るこ
とを目的とすることとした。

二 知事の決裁事項 (第三条関係)

知事の決裁事項を定めることとした。

三 専決事項 (第四条関係)

1 次の事項を定めることとした。

(一) 本庁の部長、課長、総括補佐及び係長並びに地方機関等の長の共通専決

事項

(一) 本庁の部長及び課長の個別専決事項

2 知事は、1の(一)及び(二) (本庁の課長に係る専決事項に限る。)のうち特に
必要があると認める事項について、課内室長に専決させることができること
とした。

3 工事検査に係る事務の個別専決権者を定めることとした。

四 専決事項が重複している場合の措置 (第五条関係)

三の1の(一)の専決事項と三の1の(二)の専決事項とが重複する場合には、重複
する限度において三の1の(二)によるものとする事とした。

五 委任決裁事項 (第六条関係)

知事は、その権限に属する事務の一部を地方機関等の長に委任することとし、
当該事務に係る委任決裁権者を定めることとした。

六 委任決裁の留保 (第七条関係)

1 知事は、委任決裁事項であつて、特に必要があるときは、自ら当該事項に
係る事務を処理することができることとした。

2 知事は、1により事務を処理しようとするときは、あらかじめ、告示する
とともに、当該事務の処理を行うこととされている者及び関係者に通知しな
ければならないこととした。

七 代決 (第八条関係)

代決は、第一順位者が行い、正当決裁権者及び第一順位者がともに不在のと
きは、第二順位者が行うことができることとした。

八 専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限 (第九条関係)

専決権者、地方機関等の長又は代決権者は、専決、委任決裁又は代決に係る
事務が次の一に該当すると認められるときは、上司の指揮を受けてこれを処理
しなければならないこととした。

(一) 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。

(二) (一)のほか、自らの判断のみでは決裁することが適当でない認められると

き。

九 類推による専決(第十条関係)

三の1の(一)及び(二)並びに3以外の事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、類推して専決することができることとした。

十 地方機関等の長の権限の執行等(第十一条関係)

1 地方機関等の長は、委任された事務の一部の処理について、知事の承認を得て定める所属職員に地方機関等の長の名において決裁させることができることとした。

2 1により事務を決裁することとされた職員が不在のときは、あらかじめ地方機関等の長が知事の承認を得て定める職員にその事務を代決させることができることとした。

十一 雑則(第十二条関係)

この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十二 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 次の規則は、廃止することとした。

(一) 鳥取県本庁事務決裁規則

(二) 鳥取県地方機関等事務決裁規則

3 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則をここに公布する。

平成八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県事務処理権限規則

(目的)

第一条 この規則は、知事の権限に属する事務のうち、本庁において処理するものの決裁並びに地方機関等において処理するものの委任及びその決裁に関し必要な事項を定めることにより、事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。

二 専決 常時知事に代わって知事の名において決裁することをいう。

三 専決権者 専決することができる者をいう。

四 委任決裁 第五条の規定による知事の権限に属する事務の一部の委任を受けて、

地方機関等の長が常時知事に代わって自己の名において決裁することをいう。

五 委任決裁権者 委任決裁することができる者をいう。

六 正当決裁権者 知事、専決権者又は委任決裁権者をいう。

七 代決 正当決裁権者が不在の場合に、当該者に代わって正当決裁権者の名におい

て決裁することをいう。

八 代決権者 代決することができる者という。

九 不在 出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。

十 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号。以下「組織規則」という。）第二条第二項に規定する本庁をいう。

十一 地方機関 組織規則第二条第四項に規定する機関をいう。

十二 その他の機関 組織規則第二条第五項に規定する機関をいう。

十三 地方機関等 地方機関及びその他の機関をいう。

十四 課内室長 組織規則第六条の表内部組織の欄に掲げる広報室、能率推進室、経済政策室、技術開発室、専門技術員室、団体指導室、林業専門技術員室、企画室、

高速国道対策室及び営繕企画室の長をいう。

十五 総括補佐 組織規則第十五条第二項に規定する課長補佐（同条第三項の規定により課長補佐を二名以上置く場合にあつては、当該課の事務を総括する課長補佐）をいう。

十六 部長、課長又は係長 それぞれ組織規則第十五条第一項の規定により置かれる部、課又は課の内部組織の長をいう。

（知事の決裁事項）

第三条 知事の決裁事項は、別表第一及び別表第二の事務処理権限の区分の知事の欄に○印により定めるとおりとする。

（専決事項）

第四条 本庁の部長、課長、総括補佐及び係長並びに地方機関等の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第一の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。

2 本庁の部長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第二の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、別表第一及び別表第二に掲げる事項（本庁の課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、課内室長に

専決させることができる。

4 地方機関等の長の個別の専決事項は、別表第二の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、同表の地方機関等の長の名称の欄に掲げる者とする。

5 前各項の規定にかかわらず、工事検査に係る事務は、別表第三の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定める者の個別の専決事項とする。

（専決事項が重複している場合の措置）

第五条 別表第一に掲げる専決事項と別表第二に掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第二によるものとする。

（委任決裁事項）

第六条 知事は、別表第一及び別表第二の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を地方機関等の長に委任する。この場合において、当該事務に係る委任決裁権者は、同表の地方機関等の長の名称の欄に掲げる者とする。

（委任決裁の留保）

第七条 知事は、この規則に定める委任決裁事項であつて、特に必要があるときは、自ら当該事項に係る事務を処理することができる。

2 知事は、前項の規定により事務を処理しようとするときは、あらかじめ、当該処理する事務及びこれを知事が処理する旨を告示するとともに、この規則に定めるところにより当該事務の処理を行うこととされている者及び関係者にその旨を通知しなければならない。

（代決）

第八条 代決は、次の表の第一欄及び第二欄の区分に応じ、それぞれ当該第三欄に掲げる第一順位者が行い、正当決裁権者及び第一順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第四欄に掲げる第二順位者が行うことができる。

本庁又は地 方機関等の 別	正当決裁権者		第一順位者	第二順位者
	(一) 知事	副知事	次長を置く部 次長	主務部長 主務課長
一 本庁	(二) 部長	次長を置かない部 主務課 長	主務課長	
	(三) 課長	課長補佐 参事	主務係長	
	(四) 課内室長	課長があらかじめ定める上 席の吏員		
	(五) 総括補佐	課長があらかじめ定める上 席の吏員		
	(六) 係長	課長があらかじめ定める上 席の吏員		
	(一) 次長及び課を置く地方 機関等の長	次長	主務課長	
二 地方機 関等	(二) 次長を置く地方機関等 の長	次長		
	(三) 課を置く地方機関等の 長	庶務に関する事務を行う課 長	主務課長	
(四) (一)から(三)までに掲げる 地方機関等以外の地方機 関等の長		地方機関等の長があらかじ め定める上席の吏員		

2 前項の場合において、副知事が欠けたときは、同項の表中「副知事」とあるのは、「総務部長」とする。

3 第一項の場合において、同一順位の代決権者が二名以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じてあらかじめ正当決裁権者の定める者が代決するものとする。

(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)

第九条 専決権者、地方機関等の長又は代決権者は、専決、委任決裁又は代決に係る事務が次の各号の一に該当すると認められるときは、上司の指揮を受けてこれを処理しなければならない。

一 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。

二 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは決裁することが適当でないと思えられるとき。

(類推による専決)

第十条 別表第一から別表第三までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

(地方機関等の長の権限の執行等)

第十一条 地方機関等の長は、この規則により委任された事務の一部の処理について、知事の承認を得て所属職員に地方機関等の長の名において決裁させることができる。

2 前項の規定により事務を決裁することとされた職員が不在のときは、あらかじめ地方機関等の長が知事の承認を得て定める職員にその事務を代決させることができる。

(雑則)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に、前項第一号の規定による廃止前の鳥取県本庁事務決裁規則第四条第二項の規定により知事が特に必要があると認めた事項は、この規則第四条第三項の規定により知事が特に必要があると認めたものとみなす。

4 この規則の施行の日前に、附則第二項第二号の規定による廃止前の鳥取県地方機関等事務決裁規則第九条第一項又は第二項の規定により知事の承認を受けた事項は、この規則第十一条第一項又は第二項の規定により知事の承認を受けたものとみなす。

別表第1(第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

共通事項に係る事務処理権限

種 類	事 項 内 容	事 務 処 理 権 限 の 区 分					
		知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者
			部 長	課 長	総 括 補 佐	係 長	地 方 機 関 等 の 長
一 公文書 に関する 事務	1 条例の公布	○					
	2 規則の制定若しくは改廃又はその公布	○					
	3 訓令の制定又は改廃						
	(一) 特に重要なもの	○					
	(二) 重要なもの		○				
	4 告示、公告その他の公文書の公表						
	(一) 特に重要なもの	○					
(二) 重要なもの		○					
(三) 軽易なもの			○				
5 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告							
(一) 地方機関における事務に係るもの						○	
(二) (一)以外のものに係るもの							
(1) 特に重要なもの	○						
(2) 重要なもの		○					
(3) 軽易なもの			○				
イ 簡易な方式による照会、回答、督促又は付せん返戻					○		
ロ イ以外のもの					○		
6 鳥取県公文書公開条例(昭和63年3月鳥取県条例第2号)第7条第1項及び第2項に規定する公文書の開示請求に対する決定及び期間の延長							
(一) 本庁が管理している公文書に係るもの							
(1) 重要なもの		○					
(2) 軽易なもの			○				
(二) 地方機関が管理している公文書に係るもの						○	
7 1から6に掲げるもののほか							
(一) 特に重要なもの	○						
(二) 重要なもの		○					
(三) 軽易なもの			○				
二 事務管 理及び庶 務に関する 事務	1 県行政の総合企画、総合調整又は総合開発に係る基本方針の決定	○					
	2 事務又は事業についての計画又は実施方針の決定						
	(一) 特に重要なもの	○					
	(二) 重要なもの		○				
	(三) 軽易なもの			○			
	3 国が行う表彰又は叙位若しくは叙勲に係る具申	○					
	4 知事が行う表彰						
	(一) 特に重要なもの	○					
	(二) 重要なもの		○				
	5 国等に対する請願、陳情その他の要望						
	(一) 特に重要なもの	○					
(二) 重要なもの		○					
6 請願又は陳情の処理							
(一) 特に重要なもの	○						
(二) 重要なもの		○					
(三) 軽易なもの			○				
7 職員以外の者に対する外国旅行の依頼							
(一) 特に重要なもの	○						
(二) 重要なもの		○					
8 国の機関の委員等の推薦		○					
9 国、他の公共団体等との協議							
(一) 特に重要なもの	○						
(二) 重要なもの		○					
10 附属機関に対する諮問又は調停、審査若しくは調査の要求							
(一) 特に重要なもの	○						
(二) 重要なもの		○					
11 会議の開催							
(一) 地方機関における事務に係るもの						○	
(二) (一)以外の事務に係るもの							

	(1) 重要なもの		○				
	(2) 軽易なもの			○			
	12 講習会、講演会、品評会、競技会等の開催及び参加の決定						
	(一) 地方機関における事務に係るもの						○
	(二) (一)以外の事務に係るもの						
	(1) 重要なもの		○				
	(2) 軽易なもの			○			
	13 1から12に掲げるもののほか						
	(一) 特に重要なもの	○					
	(二) 重要なもの		○				
	(三) 軽易なもの			○			
三 組織及び人事管理に関する事務	1 行政組織の設定又は変更	○					
	2 職員の分限(心身の故障による休職を除く。)又は懲戒に係る処分	○					
	3 外国旅行の旅行命令及びその復命の受理						
	(一) 本庁の課長若しくはこれに相当する職以上の職の職員又は地方機関の長に係るもの	○					
	(二) (一)以外の職員に係るもの		○				
	4 内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理						
	(一) 副知事、出納長又は部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下三において同じ。)に係るもの	○					
	(二) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下三において同じ。)に係るもの		○				
	(三) 地方機関の長に係るもの						
	(1) 5日以上にわたり県外を旅行する場合に係るもの		○				
	(2) (1)以外の場合に係るもの						○
	(四) 所属職員に係るもの			○			○
	5 労働協約の締結	○					
	6 休暇又は職務に専念する義務の免除の承認						
	(一) 部長等に係るもの(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号)第14条第1項に規定する年次有給休暇(以下単に「年次有給休暇」という。)並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号)第16条の表第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。)	○					
	(二) 次長等に係るもの(年次有給休暇、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第1項に規定する無給休暇(以下単に「無給休暇」という。)並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の表第2号、第8号及び第9号に該当する場合における休暇(以下「産前休暇等」という。)又は職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第16号)第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)		○				
(三) 地方機関の長に係るもの(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇又は職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)			○				
(1) 7日以上にわたる場合			○				
(2) 7日以上にわたらない場合						○	
(四) 所属職員に係るもの(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等又は職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年8月鳥取県条例第25号)第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)				○		○	
7 職員団体の業務に専ら従事する職員に係る事務のうち次に掲げるもの	○						
(一) 専従休暇の承認							
(二) 職務復帰の許可							
(三) 専従休暇の取消し							
8 部分休業の承認又は取消し							
(一) 次長等又は地方機関の長に係るもの		○					
(二) 所属職員に係るもの			○			○	
9 資格付与に係る試験の施行		○					
10 検査、調査、監督、監視、徴収等に従事する職員の任免及び身分を示す証票の交付			○				
11 当該所属における内部組織の分掌事務の決定			○			○	
12 所属職員の内部組織の所属への決定(内部組織の長に係るものを除く。)			○			○	
13 所属職員の分担事務の決定			○			○	
14 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の職員(専門委員及び人事関係事務手続き要領(昭和49年3月28日付発			○				

	8 1から7までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○	○	○					
五 争訟等 に関する 事務	1 審査請求その他の不服申立て、訴えの提起又は和解、あっせん、調停若しくは仲裁に係る決定	○							
	2 行政代執行の実施	○							
	3 損害の賠償	○							
	4 損失補償又は債務保証	○							
	5 訴訟代理人の指定		○						
	6 過料の処分		○						
	7 1から6までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○	○	○					
六 予算及 び議会に 関する事 務	1 予算の調製	○							
	2 議会の招集	○							
	3 議会の議決を経べき事件についての議案の提出又は議会に対する報告	○							
	4 専決処分	○							
	5 積立金の処分	○							
	6 予備費の充当	○							
	7 1から6までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○	○	○					
七 補助金 及び会計 に関する 事務	1 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給金その他の財政援助金の交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分 (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの	○	○						
	2 会計に関する事務 (一) 地方機関に令達された予算の執行その他地方機関における会計に関する事務 (二) 本庁における会計に関する事務 (1) 支出負担行為 イ 1件500万円以上のもの ロ 1件500万円未満のもの (2) 支出命令 イ 1件200万円以上のもの ロ 1件200万円未満のもの (3) 歳入金の調定 イ 負担金、補助金その他これらに類するものの歳入金の調定 (イ) 1件50万円未満の歳入金の事後調定 (ロ) (イ)以外の調定 ロ イに掲げる歳入金以外の歳入金(地方交付税を除く。)の調定 (イ) 1件500万円以上の歳入金の調定 (ロ) 1件500万円未満の歳入金の調定 a 1件50万円未満の歳入金の事後調定 b a以外の歳入金の調定 (4) 寄付金品の受納 (5) 物品の保管換え (6) 戻入金の調定及び歳入戻出金の支出命令 (7) 歳入歳出外現金及び有価証券の出納の通知 (8) 債権の管理に関する必要な措置の決定 (9) 差し押さえられた金銭の供託 (10) 同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ並びに歳入歳出外現金への繰入れのための収入又は支出命令		○	○	○	○	○	○	○
	3 1及び2に掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○	○	○					
八 公有財 産の管理 に関する	1 物品の貸付け又は借受け (一) 1件の予定賃貸料の額が500万円以上のもの (二) 1件の予定賃貸料の額が500万円未満のもの	○	○						

事務	2 普通財産の貸付け又は借受け (一) 1件の予定賃貸料の額が100万円以上のもの (二) 1件の予定賃貸料の額が100万円未満のもの (1) 重要なもの (2) 軽易なもの	○		○					
	3 公有財産の取得 (一) 1件の予定価格が1,500万円以上のもの (二) 1件の予定価格が1,500万円未満のもの	○		○					
	4 公有財産の処分 (一) 1件の予定価格が600万円以上のもの (二) 1件の予定価格が600万円未満のもの	○		○					
	5 普通財産の譲与又は減額譲渡	○							
	6 行政財産の使用許可 (一) 重要なもの (二) 軽易なもの (1) 本庁が管理する行政財産に係るもの及び地方機関が管理する行政財産のうち使用の期間が1月以上のもの (2) 地方機関が管理する行政財産のうち使用の期間が1月未満のもの			○			○		○
	7 行政財産の使用料の減免			○					
	8 公有財産の登記又は登録					○			
	9 公有財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止 (一) 重要なもの (二) 軽易なもの			○			○		
	10 公有財産の所属換え又は分類換え			○					
	11 公有財産の滅失又はき損の調査又は報告			○					
	12 公有財産の取得、管理又は処分に係る事務手続終了の報告					○			
	13 1から12までに掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○		○			○		
	九 庁舎管理に関する事務 (地方機関の庁舎又は構内におけるものに限る。)	1 鳥取県庁内取締に関する規則(昭和31年10月鳥取県規則第77号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同規則第3条第1項の規定による物品販売等の許可 (二) 同規則第6条の規定による必要な処置の命令							○
2 県有建物に関する広告物等取扱規程(昭和24年9月鳥取県訓令甲第15号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可 (二) 同令第5条ただし書の規定による(一)の許可の取消し								○	
3 1及び2に掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの		○		○			○		
十 その他の事務	1 一から九までに掲げるもののほか特に重要なもの	○							
	2 一から九までに掲げるもののほか重要なもの			○					
	3 一から九までに掲げるもののほか軽易なもの					○			

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所属名	種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分					地方機関等 の長の名称
			知事	専 決 権 者 部長	専 決 権 者 課長	委任決裁権 地方機関 等の長	委任決裁権 地方機関 等の長	
総務課	一 鳥取県公報発行規則(平成5年3月鳥取県規則第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第5号の規定による特に必要な事項の認定			○			
		2 同規則第3条第4項の規定による特に必要な事項の認定			○			
		3 同規則第5条第15号の規定による必要な箇所の認定			○			
		4 同規則第6条第2項の規定による申込みの受諾			○			
		5 同規則第6条第3項の規定による購読中止届の受理			○			
	二 鳥取県立公文書館管理規則(平成2年9月鳥取県規則第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務					○	公文書館長
	三 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による私立学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可		○				
		2 同法第10条の規定による私立学校の校長を決定した旨の届出の受理			○			
		3 同法第13条の規定による私立学校の閉鎖の命令		○				
		4 同法第82条の8第1項の規定による私立の専修学校の設置及び廃止並びに設置者の変更及び目的の変更の認可		○				
		5 同法第82条の9の規定による私立の専修学校の名称、位置又は学則の変更等の届出の受理			○			
		6 同法第82条の10第1項において準用する同法第10条の規定による私立の専修学校の校長を決定した旨の届出の受理			○			
		7 同法第82条の10第1項において準用する同法第13条の規定による私立の専修学校の閉鎖の命令		○				
		8 同法第83条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による私立の各種学校の設置及び廃止、設置者の変更等の認可		○				
9 同法第83条第2項において準用する同法第10条の規定による私立の各種学校の校長を決定した旨の届出の受理				○				
10 同法第83条第2項において準用する同法第13条の規定による私立の各種学校の閉鎖の命令			○					
11 同法第84条の規定による私立の専修学校設置又は各種学校設置の認可申請の勧告及び教育の停止命令			○					
四 私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による私立学校に対する教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出の要求			○				
	2 同法第11条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦についての私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体に対する要求			○				
	3 同法第17条の規定による私立学校審議会の議事の手続きその他その運営に關し必要な事項の承認			○				
	4 同法第26条第2項の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類決定		○					
	5 同法第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可		○					
	6 同法第32条第1項の規定による学校法人を設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定		○					
	7 同法第45条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可		○					
	8 同法第49条において準用する民法第56条又は第57条の規定による学校法人の仮理事又は特別代理人の選任		○					
	9 同法第50条第2項の規定による学校法人の解散の認可又は認定		○					
	10 同法第50条第4項の規定による学校法人の解散の届出の受理			○				
	11 同法第52条第2項の規定による学校法人の合併の認可		○					
	12 同法第58条において準用する民法第77条第2項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理			○				
	13 同法第58条において準用する民法第83条の規定による清算人の清算終了の届出の受理			○				
	14 同法第61条第1項の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の停止命令		○					

	15 同法第62条第1項の規定による学校法人の解散命令		○				
	16 同法第64条第1項において準用する同法第6条の規定による私立専修学校又は私立各種学校に対する教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出の要求			○			
	17 同法第64条第6項の規定による学校法人の組織変更の認可		○				
五 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収等		○				
	2 同法第14条第2項の規定による学校法人の収支予算書の届出の受理			○			
	3 同法第14条第3項の規定による監査報告書に記載する事項の指定及び監査報告書の添付を要しない場合の許可			○			
六 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第14条の規定による授与権者への通知			○			
七 産業教育振興法施行令(昭和27年政令第405号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条第2項の規定による私立の中学校又は高等学校に係る補助金交付申請書等の受理及び当該書類の文部大臣への提出		○				
八 理科教育振興法施行令(昭和29年政令第311号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第1項の規定による補助金交付申請書等の受理及び当該書類の文部大臣への提出		○				
九 宗教法人法(昭和26年法律第126号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条の規定による登記に関する届出の受理			○			
	2 同法第14条第1項の規定による宗教法人の規則の認証に関する決定		○				
	3 同法第28条第1項の規定による宗教法人の規則の変更の認証に関する決定			○			
	4 同法第39条第1項の規定による宗教法人の合併の認証の決定		○				
	5 同法第43条第3項の規定による宗教法人の破産による解散の旨の届出の受理			○			
	6 同法第46条第1項の規定による宗教法人の任意解散の認証の決定		○				
	7 同法第79条第1項の規定による宗教法人が行う公益事業以外の事業の停止命令		○				
	8 同法第80条第1項の規定による宗教法人の認証の取消し		○				
	9 同法第81条第1項の規定による裁判所に対する宗教法人の解散命令の請求		○				
管財課 一 鳥取県庁内取締に関する規則に基づく知事の権限に属する事務(本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。)	1 同規則第3条第1項第1号の規定による物品販売の許可			○			
	2 同規則第3条第1項第2号から第5号までの規定による寄附の勧誘等の許可			○			
	3 同規則第6条の規定による必要な処置の命令			○			
二 県有建物に関する広告物等取扱規程に基づく知事の権限に属する事務(本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。)	1 同令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可			○			
	2 同令第5条ただし書の規定による1の許可の取消し			○			
三 鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年4月鳥取県規則第27号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による公有財産の取得、管理及び処分に係る事務手続の総括及び調整		○				
	2 同規則第42条の規定による公有財産の増減高又は現在高についての出納長への通知			○			
四 鳥取県宿舍管理規則(昭和57年3月鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 公舎に係る全ての事務			○			

	五 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第42条第1項又は第2項の規定による保安規程の制定又は変更に係る通商産業大臣への届出		○				
		2 同法第48条第1項の規定による事業用電気工作物の設置若しくは変更に係る工事計画又は当該工事計画の変更についての通商産業大臣への届出		○				
	六 その他の事務	1 本庁の庁舎の使用割当の決定又は変更		○				
		2 本庁の庁舎の暖冷房開始及び終了の時期の決定			○			
3 本庁の構内電話の架設、廃止又は変更				○				
4 本庁の庁舎内での電話機器使用の承認				○				
職員課	一 鳥取県宿舍管理規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第11条第1項の規定による職員住宅に係る貸付料の決定		○				
		2 職員住宅に係る事務(同規則第11条第1項に係るものを除く。)						
		(一) 鳥取市及び北九州市に所在する職員住宅に係るもの			○			
		(二) 東京都に所在する職員住宅に係るもの					○	東京事務所長
		(三) 大阪府に所在する職員住宅に係るもの					○	大阪事務所長
		(四) 倉吉市に所在する職員住宅に係るもの					○	中部県税事務所長
	(五) 米子市に所在する職員住宅に係るもの					○	西部県税事務所長	
	(六) 日野町に所在する職員住宅に係るもの					○	日野地方農林振興局長	
	二 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第17条第1項の規定により任免される職員の任免及び給与の決定		○				
		(一) 課長補佐又はこれに相当する職以上の職の職員に係るもの			○			
(二) 係長又はこれに相当する職の職員に係るもの					○			
(三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの					○			
2 同法第17条第3項の規定による選考のための試験の施行				○				
3 同法第22条第2項に規定する臨時的任用職員及びこれらの者の職に準ずる職員(任用期間が16日未満の者を除く。)の任免及び給与の決定					○			
4 同法第28条第2項第1号の規定による職員の休職の命令				○				
5 同法第38条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可								
(一) 部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)に係るもの		○						
(二) 次長等(次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。)に係るもの			○					
(三) (一)及び(二)以外の職員(地方機関の職員を除く。)に係るもの				○				
6 同法第40条第1項の規定による職員の勤務成績の評定の実施			○					
7 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の樹立			○					
8 同法第42条の規定による職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項についての計画の実施				○				
三 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第180条の3の規定による委員会又は委員との協議及び他の執行機関の職員への兼職、充当又は他の執行機関の事務への従事命令		○					
	2 同法第252条の17第1項及び第2項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議			○				
	3 次に掲げる者の任免及び給与の決定							
	(一) 就任について議会の同意によることを必要とする職の職員		○					
	(二) (一)に掲げる職員以外の執行機関の委員		○					
(三) 専門委員		○						
(四) 附属機関を組織する委員その他の構成員								
(1) 政策立案等に係る附属機関で知事が必要と認めるものに係るもの		○						
(2) (1)以外のものに係るもの			○					
(五) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員(人事関係事務手続き要領別表第1に掲げる非常勤職員に限る。)に係るもの				○				
四 職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による任用候補者の提示の請求			○				
	2 同規則第7条の規定による任用候補者の選択結果の通知			○				
	3 同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求			○				
	4 同規則第9条の規定による職員の臨時的任用の承認の請求(1月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。)			○				
	5 同規則第19条第4号に規定する職への採用の選考				○			
五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第1項の規定による職員の育児休業の承認							
	(一) 部長等に係るもの		○					
	(二) 次長等及び地方機関の長に係るもの			○				
	(三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの				○			
2 同法第3条第3項の規定による育児休業の延長の承認								
(一) 部長等に係るもの		○						
(二) 次長等及び地方機関の長に係るもの			○					

	(三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの			○			
	3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し						
	(一) 部長等に係るもの	○					
	(二) 次長等及び地方機関の長に係るもの		○				
	(三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの			○			
六 職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による昇給等の決定			○			
	2 同条例第16条の5の規定による勤手当の支給総額の決定				○		
七 職員の給与の支給に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第2項の規定による給料の支給期日の変更に係る承認の申請			○			
	2 同規則第9条第1項及び第3項の規定による本庁の職員の扶養親族の認定				○		
八 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年10月鳥取県人事委員会規則第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第14条第1項の規定による特別昇給の承認の申請			○			
	2 同規則第22条の規定による給料の補正及び訂正に係る承認の申請			○			
九 職務に専念する義務の特例に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合における職務に専念する義務の免除の承認						
	(一) 次長等及び地方機関の長に係るもの		○				
	(二) 所属職員に係るもの				○		
十 職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第2項の規定による勤務時間の変更の承認の申請			○			
	2 同条例第4条第2項の規定による人事委員会との協議			○			
	3 同条例第8条第1項又は第3項の規定による勤務時間又は休憩時間の変更の承認の申請			○			
十一 職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1 無給休暇及び同規則第16条の表第2号に該当する場合における休暇の承認						
	(一) 次長等又は地方機関の長に係るもの		○				
	(二) 所属職員に係るもの				○		
	2 同規則第28条の規定による週休日等の別段の定め許可又は承認の申請			○			
十二 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第1号の規定による職員の職務に専念する義務の免除				○		
十三 通勤手当の支給に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第1項の規定による本庁の職員の通勤手当に係る確認並びに決定及び改定				○		
十四 住居手当に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条第1項の規定による本庁の職員の住居手当に係る確認並びに決定及び改定				○		
十五 単身赴任手当に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第8条第1項の規定による本庁の職員の単身赴任手当に係る確認並びに決定及び改定				○		
十六 知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和37年12月鳥取県規則第74号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定				○		

十七 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年3月鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定				○			
	2 同規則第6条（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による退職票の交付				○			
	3 同規則第7条の規定による在職票の交付				○			
	4 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者証の交付				○			
	5 同規則第9条第2号の規定によるやむを得ないと認める受給期間延長理由の決定				○			
	6 同規則第10条第4項の規定による受給期間延長通知書の交付				○			
	7 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定				○			
	8 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による待期日数の間における失業の認定				○			
	9 同規則第13条第4項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認				○			
	10 同規則第14条第1項の規定による公共職業訓練等の受講の指示				○			
	11 同規則第19条の2第2項の規定による失業退職手当高年齢受給資格者証の交付				○			
	12 同規則第20条第2項の規定による失業退職手当特例受給資格者証の交付				○			
十八 現業職員就業規則（昭和45年7月鳥取県規則第67号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第2項の規定による現業職員の勤務時間等の決定				○			
十九 現業職員の給与に関する規則（昭和32年10月鳥取県規則第46号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による職員の職務の級の決定				○			
	2 同規則第3条の2の規定による昇給等の決定				○			
	3 同規則第4条の規定による勤奨手当の支給総額及び退職手当の金額の決定				○			
二十 恩給法（大正12年法律第48号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条ノ2の規定による恩給の受給権者に係る恩給の受給権の存否に関する調査				○			
	2 同法第58条ノ2の規定による普通恩給又は増加恩給の支給の停止				○			
	3 同法第58条ノ3第1項の規定による普通恩給の支給の停止				○			
	4 同法第58条ノ4の規定による恩給外の所得の決定及び普通恩給の一部の支給停止				○			
	5 同法第77条の規定による扶助料の支給の停止				○			
二十一 恩給法の一部を改正する法律（昭和26年法律第87号）附則第10項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の恩給法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第12条の規定による恩給の裁定				○			
二十二 恩給給与規則（大正12年勅令第369号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第34条ノ5の規定による恩給の支給の差止め及びその解除				○			
二十三 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年12月鳥取県令第55号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第7条ノ3の規定による恩給の受給権者に係る恩給の受給権の存否に関する調査				○			
	2 同条例第9条ノ3の規定による恩給の受給権の裁定				○			
	3 同条例第23条第1項第2号又は第3号の規定による退職年金の支給の停止				○			
	4 同条例第23条ノ2の規定によりその例によることとされた恩給法第58条ノ4の規定による退職年金の年額の一部の支給停止及び退職年金外の所得の決定				○			
	5 同条例第24条ノ6において準用する恩給法第77条の規定による遺族年金の支給停止				○			
二十四 鳥取県吏員等退職年金及び退	1 同規則第46条の規定による恩給の支給の差止め及びその解除				○			

職一時金に関する 条例施行規則（昭 和30年4月鳥取県 規則第14号）に基 づく知事の権限に 属する事務								
二十五 議会の議員 その他非常勤の職 員の公務災害補償 に関する条例（昭 和42年12月鳥取県 条例第31号）に基 づく知事の権限に 属する事務	1 同条例第3条第2項の規定による職員 の災害が公務上のものであるかど うかの認定及び通知		○					
	2 同条例第3条第3項の規定による鳥取 県公務災害補償認定委員会の意見 の聴取		○					
	3 同条例第6条の規定による療養の実 施又は療養の費用の支給			○				
	4 同条例第7条の規定による休業補償 金の支給			○				
	5 同条例第8条の規定による障害補償 年金の支給			○				
	6 同条例第8条の規定による障害補償 一時金の支給			○				
	7 同条例第9条第1項の規定による休 業補償又は障害補償の金額の一部 の減額		○					
	8 同条例第9条第2項の規定による休 業補償の制限			○				
	9 同条例第10条の規定による遺族補 償年金の支給				○			
	10 同条例第10条の規定による遺族補 償一時金の支給				○			
	11 同条例第14条の規定による葬祭補 償金の支給				○			
	12 同条例第15条の規定によりその例 によるものとされた地方公務員災 害補償法（昭和42年法律第121号） 第3章の規定による遺族補償年金 の支給の停止及び遺族からの排除 の決定		○					
	13 同条例第19条の規定による報告、 出頭等の命令			○				
	14 同条例第20条の規定による補償の 支給の一時差止め			○				
二十六 議会の議員 その他非常勤の職 員の公務災害補償 等に関する条例施 行規則（昭和43年 3月鳥取県規則第 12号）に基づく知 事の権限に属する 事務	1 同規則第6条の規定による病院若し しくは診療所若しくは薬局又は訪 問看護事業者の指定		○					
二十七 鳥取県職員 安全衛生管理規程 （昭和56年3月鳥 取県訓令第2号） に基づく知事の権 限に属する事務	1 同令第16条第1項第3号又は第5 号の規定による人の健康に害を及 ぼすおそれのある業務の指定又は 特別健康診断の対象職員の指名			○				
	2 同令第16条第2項の規定による健 康診断の検査項目等の決定			○				
	3 同令第25条の規定による健康管理 区分の決定				○			
	4 同令第26条の規定による健康管理 区分の変更				○			
	5 同令第29条第3項の規定による医 師の指定並びに受診及び報告の命 令			○				
	6 同令第30条第4項の規定による健 康管理区分の変更				○			
二十八 鳥取県職員 定数条例（平成6 年3月鳥取県条例 第4号）に基づく 知事の権限に属す る事務	1 同条例第3条の規定による知事の 事務部局内の職員の定数の配分			○				
二十九 鳥取県補助 金等交付規則（昭 和32年4月鳥取県 規則第22号）に基 づく知事の権限に 属する事務	1 通信教育研修に関する補助金に係 る事務					○	自治研修所長	
三十 鳥取県事務処 理権限規則（平成 8年4月鳥取県規 則第32号）に基 づく知事の権限に 属する事務	1 同規則第4条第3項の規定による課 内室長に専決させる事項の認定			○				
	2 同規則第11条第1項又は第2項の 規定による事務の一部の処理を所 属職員に専決させることの承認又は 専決することとされた事務に係る代 決についての承認			○				
三十一 その他の事 務	1 鳥取県職員履歴書取扱要領（昭和 49年4月1日付発人第102号）第6 の規定による履歴事項の追加又は 訂正			○				
	2 鳥取県職員身分証明書取扱要領 （昭和49年4月1日付発人第103号） に基づく次の事務			○				

		(一) 同要領第3の規定による身分証明書の交付 (二) 同要領第6の規定による身分証明書の書換え交付 (三) 同要領第7の規定による身分証明書の再交付						
		3 自治大学校への研修生の派遣の決定		○				
		4 履歴事項の証明及び職員の身分証明			○			
		5 地方職員共済組合投資不動産に係る賃貸借契約の締結		○				
財政課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第219条第2項の規定による予算についての自治大臣への報告及び公表		○				
		2 同法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の各項の経費の金額の流用		○				
		3 同法第230条第1項の規定による地方債の起債		○				
		4 同法第250条の規定による起債の許可についての自治大臣への申請		○				
		5 同法第233条第6項の規定による決算についての自治大臣への報告及び公表		○				
		6 同法第235条の3第1項及び第3項の規定による一時借入金の借入れ及び当該借入金の償還		○				
	二 地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料の自治大臣への提出		○				
	三 鳥取県予算規則(昭和39年6月鳥取県規則第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第12条の規定による歳出予算の配当			○			
		2 同規則第14条の規定による歳出予算の配当替え			○			
		3 同規則第16条の規定による歳出予算に係る各目又は各節の経費の金額の流用			○			
	四 社債等登録法(昭和17年法律第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による県債の登録		○				
	五 その他の事務	1 地方交付税及び地方債の調定			○			
	税務課	一 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第1項の規定による課税権の帰属等についての自治大臣への決定の要求		○			
2 同法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求					○			
3 同法第59条第1項の規定による法人の県民税額の分割基準についての自治大臣への決定の要求				○				
4 同法第65条の2第1項の規定による控除等をした利子割額に相当する金額のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の当該他の道府県に対する請求					○			
5 同法第65条の2第3項の規定による参考となるべき資料の閲覧及び提供の請求					○			
6 同法第71条の2、第71条の23、第72条の74、第72条の97、第73条の42、第74条の31、第98条、第140条、第175条、第206条、第699条の29、第700条の44及び第746条第2項の規定による犯則取締りに関し知事が行う職務				○				
7 同法第72条の40第2項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に設けて事業を行う法人に係る法人税の課税標準の更正又は決定の請求					○			
8 同法第72条の49第2項又は第5項の規定による主たる事務所又は事業所を他の道府県に設けて事業を行う法人の当該事業に係る事業税の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の請求					○			
9 同法第72条の49第6項の規定による法人の行う事業に係る課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定についての自治大臣への指示の要求				○				
10 同法第72条の54第4項の規定による二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係る事業税の課税標準とすべき所得の総額についての自治大臣への決定の要求				○				
11 同法第130条第2項の規定による特別地方消費税の賦課徴収に関する自治大臣の勧告に基づいて採った措置の報告				○				
12 同法第699条の14第1項から第3項までの規定による自動車取得税に係る納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分					○			

	に係る延滞金額の免除								
	13 同法第699条の15第1項の規定による自動車取得税に係る納付義務の免除							○	
	14 同法第700条の6の3第4項の規定による仮特約業者の指定又は指定の取消しの通知							○	
	15 同法第700条の6の4第1項後段の規定による特約業者の指定に係る意見の聴取、同条第2項又は第8項の規定による特約業者の指定又は指定の取消しの通知及び同条第4項の規定による特約業者の指定の取消しの請求							○	
	16 同法第700条の6の4第2項又は第8項の規定による特約業者の指定又は指定の取消しの場合の自治大臣への報告及び同条第5項の規定による特約業者の指定の取消しの場合の自治大臣への指示の要求							○	
	17 同法第741条第2項の規定による標準税率を超えて固定資産税を課する場合の自治大臣への届出							○	
	18 同法第742条第1項又は第3項の規定による大規模の償却資産の指定							○	
	19 同法第743条第3項の規定による償却資産の価格等の決定に係る概要調書の自治大臣への送付							○	
二 鳥取県税条例(昭和29年5月鳥取県条例第26号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による徴税吏員等の証票の交付							○	
	2 同条例第5条第3項の規定による県税事務所長への指示							○	
	3 同条例第8条第3項の規定による課税地の指定							○	
	4 同条例第23条第1項の規定による災害等による申告等の期限の延長							○	
	5 同条例第114条の規定による自動車税の申告書の受理							○	
	6 同条例第116条ただし書の規定による自動車税の課税免除の承認(証紙徴収の方法により徴収される自動車税に係るものに限る。)							○	
	7 同条例第135条の4ただし書の規定による自動車取得税の課税免除の承認							○	
	8 同条例第135条の9第1項の規定による自動車取得税の申告書若しくは同条第2項の規定による自動車取得税の報告書又は同条例第135条の10の規定による自動車取得税の申告書若しくは修正申告書の受理							○	
三 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(昭和38年3月鳥取県条例第21号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務							○	県税事務所長
四 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例(昭和41年12月鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務							○	県税事務所長
五 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和45年10月鳥取県条例第49号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務							○	県税事務所長
六 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和47年3月鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務							○	県税事務所長
七 総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例	1 すべての事務							○	県税事務所長

	(平成4年3月鳥取県条例第1号)に基づく知事の権限に属する事務									
	八 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例(平成6年3月鳥取県条例第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務						○	県税事務所長	
	九 鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第10条の規定による消費譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税の調定					○			
	十 税理士法(昭和26年法律第237号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第23条第1項の規定による日本税理士会連合会への通知					○			
市町村 振興課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第245条の規定による市町村に対する助言、勧告、資料の提出の要求又は監査の実施					○			
		2 同法第246条の規定による市町村の財務に関する報告の徴収、書類等の徴収又は実地視察若しくは出納の検閲					○			
		3 同法第250条の規定による市町村債の起債及び起債方法等の許可						○		
		4 同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の協議会の設置の届出の受理又は設置の勧告					○			
		5 同法第252条の6の規定により同法第252条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の廃止の届出の受理					○			
		6 同法第252条の6の規定により同法第252条の2第2項の例によるものとされた市町村の協議会の組織の変更若しくは規約の変更の届出の受理						○		
		7 同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の機関等の共同設置若しくは廃止の届出の受理又は共同設置の勧告					○			
		8 同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定による機関等の共同設置する市町村の数の増減又は機関等の共同設置に関する規約の変更の届出の受理						○		
		9 同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村の事務の委託若しくは委託した事務の廃止の届出の受理又は事務の委託の勧告					○			
		10 同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項又は第4項の規定による市町村が委託した事務を変更する場合の届出の受理						○		
		11 同法第255条の4の規定による市町村の事務に関する審査請求等に対する裁決、裁定又は審決						○		
		12 同法第260条第2項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理及び変更の告示						○		
		13 同法第284条第2項の規定による市町村の一部事務組合の設立の許可						○		
		14 同法第286条第1項の規定による市町村の一部事務組合の組織、事務又は規約の変更の許可						○		
		15 同法第286条第2項の規定による市町村の一部事務組合の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理						○		
		16 同法第288条の規定による市町村の一部事務組合の解散の届出の受理						○		
		17 同法第295条の規定による財産区の議会又は総会の設置						○		
		18 同法第296条の5第2項又は第5項の規定による財産区の財産等の処分若しくは廃止の認可又は財産区の住民に対する不均一の課税若しくは徴収の許可						○		
		19 同法第296条の6第1項の規定による財産区の事務の処理についての報告の聴取若しくは資料の提出の要求又は監査の実施						○		
		20 同法第298条第2項の規定による市町村の事業団の設置の認可						○		
		21 同法第298条第2項の規定による市町村の事業団の設置、市町村の数の						○		

	増減又は事業団の規約の変更の認可					
	22 同法第298条第3項の規定による市町村の事業団の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理				○	
二 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第132条の規定による市町村長等の事務引継に関し必要な事項の指定				○	
	2 同令第174条の5の規定による自治紛争調停委員に対する調停の経過についての報告の要求				○	
三 行政書士法(昭和26年法律第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第3項の規定により知事の権限に属するものとされた同条第1項の規定による行政書士試験の施行				○	
	2 同法第13条第1項の規定による行政書士の事務所の立入検査				○	
	3 同法第14条第1項の規定による行政書士が法律に違反した場合等における業務の停止又は業務の禁止				○	
	4 同法第16条の2の規定による行政書士の会則の制定又は変更の認可				○	
	5 同法第18条の6の規定による行政書士会に対する報告の要求又は業務についての勧告				○	
四 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第3項の規定による住居表示を実施すべき区域等の報告の受理				○	
	2 同法第10条の規定による市町村に対する住居表示の円滑な実施のための勧告又は住居表示に関する事務についての報告の要求若しくは技術的な援助若しくは助言				○	
五 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第31条第2項の規定による市町村長に対する報告の要求又は助言若しくは勧告				○	
	2 同法第37条の規定による市町村長に対する資料の提供の要求				○	
六 地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第16条第4項の規定による市町村職員共済組合の業務上の余裕金の有価証券の取得等への運用についての承認				○	
	2 同令第67条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく事務 (一) 同法第144条の27第1項又は第4項の規定による市町村共済組合の業務の執行の監督又は市町村共済組合の業務及び財産の状況の監査 (二) 同法第144条の28第1項の規定による医師等に対する報告等の要求、質問又は検査				○	
	3 同令第67条第2項の規定による市町村職員共済組合の定款の変更の認可についての申請等の受理及び当該申請等の自治大臣への提出				○	
	4 同令附則第29条の規定による管理組合の事業計画書等の受理及び当該書類等の自治大臣への提出				○	
七 地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第25条の規定による決算精算表等の受理及び当該書類等の自治大臣への提出				○	
八 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第166条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同規程に基づく事務	1 同令第15条の規定による市町村職員共済組合の債権の放棄等についての承認等				○	
九 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項又は第3項の規定による市町村の総合整備計画についての事前協議又は当該市町村に協力して講じようとする措置の計画の決定及び当該計画の自治大臣への提出				○	
	2 同法第7条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた同条第1項の規定による公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するための助言又は調査				○	
十 地方公営企業法	1 同法第41条の規定による市町村の地方公営企業の経営に関するあっせん				○	

(昭和27年法律第292号)に基づく知事の権限に属する事務	若しくは調停又は勧告								
十一 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第28条の規定による市町村の公営企業の経営に関する事項等についての報告の受理及び当該報告の自治大臣への提出		○						
十二 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)に基づく知事の権限に属する事務	1 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和30年政令第333号)第13条の2第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第3条第4項において準用する同条第1項又は第5項の規定による市町村である財政再建団体等の財政再建計画の変更の承認		○						
	2 同法第2条の規定による財政の再建の申出の受理並びに当該申出及びその意見の自治大臣への提出		○						
	3 同法第22条第2項において準用する同法第3条第1項の規定による財政再建計画書の受理並びに当該書類及びその意見の自治大臣への提出		○						
	4 同法第22条第2項において準用する同法第19条の規定による財政再建計画の実施状況の報告の受理及び当該報告の自治大臣への提出		○						
	5 同法第23条第2項の規定による歳入欠陥を生じた市町村の寄附金等の支出の承認		○						
十三 地方財政再建促進特別措置法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第13条の2第3項から第5項までの規定による財政再建計画の軽微な変更についての自治大臣への報告、財政再建計画の変更をしようとする場合における自治大臣への事前協議又は財政再建計画の変更を承認した場合における自治大臣への報告		○						
	2 同令第14条の4の規定による財政の再建が完了した旨の報告の受理及び当該報告の自治大臣への提出		○						
十四 地方税法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第2項の規定による市町村の課税権の帰属等についての申出に対する決定		○						
	2 同法第8条の2第2項の規定による消滅市町村の徴収金に係る権利についての申出に対する決定		○						
	3 同法第8条の3第2項において準用する同法第8条の2第2項の規定による新市町村の徴収金に係る権利についての申出に対する決定		○						
	4 同法第388条第1項の規定による固定資産評価基準の細目に関する事項の決定		○						
	5 同法第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定、配分及び市町村長への通知		○						
	6 同法第399条の規定による固定資産の価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定及び市町村長への通知		○						
	7 同法第401条の規定による市町村長に対する固定資産の評価に関する援助			○					
	8 同法第419条第1項の規定による市町村長に対する固定資産の価格の修正の勧告		○						
	9 同法第422条の規定による固定資産の価格等の概要調書の作成及び自治大臣への送付			○					
	10 同法第422条の2の規定による市町村長に対する固定資産の価格の修正の勧告及び当該勧告についての自治大臣への報告		○						
	11 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)の規定による土地及び家屋の指示平均価額の指示		○						
十五 地方交付税法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第3項の規定による市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料等の審査及び当該書類及び意見の自治大臣への送付			○					
	2 同法第17条の規定による市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付		○						
	3 同法第17条の2の規定による国税の課税の基礎となるべき所得額等に関する書類の閲覧又は記録の請求			○					
十六 地方交付税法施行令(昭和33年政令第117号)第3条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた地方税法に基づく知事の権限に属	1 同法第17条の3の規定による市町村の交付税の額の算定に用いた資料の検査			○					

	する事務							
	十七 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和31年政令第107号)第4条の規定により地方税の例によるものとされた同法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の2第2項の規定による消滅市町村の徴収金に係る権利についての申出に対する決定		○				
		2 同法第8条の3第2項において準用する第8条の2第2項の規定による新市町村の徴収金に係る権利についての申出に対する決定		○				
	十八 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和32年政令第321号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定による土地、建物又は工作物の価格の合算額の自治大臣への報告又は国有財産台帳の閲覧若しくは記録の請求			○			
国際課	一 旅券法(昭和26年法律第267号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理			○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
		2 同法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請に係る書類の外務大臣への提出			○			
		3 同法第7条第1項又は第2項(同法第8条第3項、第9条第4項、第10条第3項又は第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付			○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
		4 同法第8条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請の受理			○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
		5 同法第8条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請に係る書類の外務大臣への提出			○			
		6 同法第9条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理			○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
		7 同法第9条第1項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る書類の外務大臣への提出			○			
		8 同法第10条第1項の規定による一般旅券の再発給の申請の受理			○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
		9 同法第10条第1項の規定による一般旅券の再発給の申請に係る書類の外務大臣への提出			○			
		10 同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理			○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
		11 同法第17条の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理			○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
		12 同法第19条第5項及び第6項の規定による一般旅券の返納の受理及び還付			○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
		13 旅券法の一部を改正する法律(平成7年法律第23号)附則第5条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の旅券法第11条第4項の規定による同伴される子の併記の抹消			○			
	二 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第4条の規定により知事の権限に属するものとされた旅券法に基づく事務	1 同法第5条の規定による一般旅券の発行に関する事務(一般旅券の作成に限る。)			○			
		2 同法第8条第1項の規定による渡航先の追加に関する事務(一般旅券への渡航先の追加記載に限る。)			○			
		3 同法第9条第1項の規定による記載事項の訂正			○			
		4 同法第9条第3項の規定による一般旅券の発行及び記載事項の訂正に関する事務(一般旅券の発行及び記載事項の訂正に限る。)			○			
		5 同法第10条第3項の規定による一般旅券の再発行に関する事務(一般旅券の作成に限る。)			○			
		6 同法第12条第1項の規定による査証欄の増補			○			
		7 同法第14条又は第19条第4項の規定による一般旅券の発給をしない場合			○		○	中部県税事務所長

	等又は一般旅券の返納の命令を決定した場合に係る書面の交付					及び西部県税事務所長
三 旅券法施行規則 (平成元年外務省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第1項の規定による一般旅券の申請者に係る申請者出頭免除申出書の受理及び出頭免除		○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
	2 同令第6条第2項の規定による一般旅券の交付を受ける者に係る交付時者出頭免除願書の受理		○		○	中部県税事務所長及び西部県税事務所長
	3 同令第6条第2項の規定による一般旅券の交付を受ける者に係る出頭免除		○			
四 外国人登録法 (昭和27年法律第125号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第2項の規定による外国人登録原票の写票の受理及び当該登録原票の法務大臣への送付		○			
	2 同法第16条の規定による変更登録の報告の受理及び当該報告に係る書面の法務大臣への送付		○			
五 外国人登録法施行令(平成4年政令第339号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による外国人登録証明書の交付の報告及び写真等の受理並びに当該報告に係る書面及び写真等の法務大臣への送付		○			
	2 同令第4条の規定による家族事項の登録の報告の受理及び当該報告に係る書面の法務大臣への送付		○			
	3 同令第5条第1項の規定による外国人登録原票の訂正の報告の受理及び当該報告に係る書面の法務大臣への送付		○			
	4 同令第6条の規定による外国人登録原票の閉鎖の報告の受理及び当該報告に係る書面の法務大臣への送付		○			
	5 同令第7条第7項の規定による指紋原紙の受理及び当該指紋原紙の法務大臣への送付		○			
	6 同令第9条の規定による外国人登録に係る統計等の報告の受理及び当該報告に係る書面の法務大臣への送付		○			
六 外国人登録法施行規則(平成4年法務省令第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1 外国人登録番号台帳の市町村への配布		○			
	2 外国人登録証明書の市町村への配布		○			
七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第6項の規定による特別永住許可申請書等の受理及び当該申請書等の法務大臣への送付		○			
	2 同法第6条第1項の規定による特別永住許可書の受理及び市町村への送付		○			
八 防衛庁設置法第44条の規定に基づき防衛施設庁長官の権限の一部を都道府県知事に委任する政令(昭和37年政令第413号)の規定により知事の権限に属するものとされた事務	1 防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第5条の規定による駐留軍等労務者に対する証明書の発行		○			
公園都市政策課	一 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による県計画の報告及びその要旨の公表		○		
		2 同法第8条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による土地利用基本計画についての助言又は勧告		○		
		3 同法第9条第10項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定による土地利用基本計画の承認申請		○		
		4 同法第9条第13項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定による土地利用基本計画の要旨の公表		○		
		5 同法第12条第3項の規定による規制区域の指定の公告		○		
		6 同法第12条第5項(同条第14項及び第15項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定の報告等		○		
		7 同法第12条第8項の規定による確認を受けられなかった旨の公告等		○		

	8 同法第12条第10項の規定による地価の動向等に関する調査の実施		○			
	9 同法第12条第12項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定の解除の公告		○			
	10 同法第14条第1項の規定による土地に関する権利の移転等の許可		○			
	11 同法第16条第2項の規定による土地利用審査会の意見の聴取		○			
	12 同法第18条の規定による土地に関する権利の移転等についての国等との協議		○			
	13 同法第19条第2項の規定による土地に関する権利の買取り		○			
	14 同法第24条第1項の規定による土地売買等の契約の締結の中止等の勧告		○			
	15 同法第24条第3項の規定による土地売買等の契約の締結等の中止等の勧告をしない旨の通知			○		
	16 同法第25条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求			○		
	17 同法第26条の規定による勧告に従わない旨等の公表		○			
	18 同法第27条の2第1項の規定による監視区域の指定	○				
	19 同法第27条の2第3項において準用する第12条第5項の規定による監視区域の指定の報告等			○		
	20 同法第27条の2第3項において準用する第12条第12項の規定による監視区域の指定の解除	○				
	21 同法第28条第1項の規定による遊休土地である旨の通知			○		
	22 同法第30条（同法附則第2条第5項において準用する場合を含む。）の規定による遊休土地の利用の促進に関する助言			○		
	23 同法第31条第1項（同法附則第2条第5項において準用する場合を含む。）の規定による遊休土地に係る計画の変更等の勧告		○			
	24 同法第32条第1項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等		○			
	25 同法第41条第1項の規定による立入検査等			○		
	26 同法第43条の規定による書類の閲覧等の要求			○		
	27 同法附則第2条第1項の規定による遊休土地である旨の通知		○			
二 国土利用計画法 施行令（昭和49年 政令第387号）に基 づく知事の権限に 属する事務	1 同令第4条の規定による規制区域の公告に係る事項の通知			○		
	2 同令第9条第1項の規定による基準地の標準価格の判定			○		
三 国土利用計画法 施行規則（昭和49 年総理府令第72 号）に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同令第21条第1項の規定による予定対価の額に係る不確認の決定及びその旨の通知並びに期限の延長の決定		○			
	2 同令第21条第4項の規定による予定対価の額に係る確認の決定及びその旨の通知			○		
四 租税特別措置法 施行令（昭和32年 政令第43号）に基 づく知事の権限に 属する事務	1 同令第19条第10項及び第38条の4第12項の規定による宅地の譲渡等の認定			○		
	2 同令第19条第11項第4号及び第38条の4第13項第4号の規定による譲渡予定価格についての意見の決定			○		
五 不動産の鑑定評 価に関する法律 （昭和38年法律第 152号）に基づく知 事の権限に属する 事務	1 同法第24条（同法第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による不動産鑑定業者の登録			○		
	2 同法第25条（同法第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による不動産鑑定業者の登録の拒否			○		
	3 同法第26条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録換え			○		
	4 同法第26条第2項の規定による知事等への通知			○		
	5 同法第30条の規定による不動産鑑定業者の登録の消除		○			
	6 同法第41条の規定による不動産鑑定業者の法令等の違反等の場合における業務の停止の命令又は登録の消除		○			
	7 同法第44条の規定による監督処分公告			○		
	8 同法第45条第1項の規定による不動産鑑定業者に対する報告の要求又は事務所等への立入検査			○		
	9 同法第46条の規定による不動産鑑定業者に対する助言又は勧告		○			
	10 同法第53条の規定による不動産鑑定士等の団体に対する報告の要求又は助言若しくは勧告		○			
文化振 興課	一 鳥取県立県民文 化会館の設置及び 管理に関する条例	1 同条例第3条の規定による利用の許可			○	
		2 同条例第5条の規定による使用料の減免の決定			○	

	約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下二において同じ。)が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)						所長
	13 同規則第40条第1項前段の規定による工事の内容の変更等(工事費が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	14 同規則第40条第1項後段(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第39条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更の協議(工事費が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	15 同規則第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止(工事費が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認(工事費が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	17 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認					○	鳥取空港管理事務所長
	18 同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払(請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	19 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い(請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	20 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認					○	鳥取空港管理事務所長
	21 同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払い(請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	22 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認(請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	23 同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払い(請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
三 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年7月鳥取県条例第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条ただし書の規定による空港の運用時間の変更のうち定期便の遅延のためのもの					○	鳥取空港管理事務所長
	2 同条例第4条の規定による運用時間内の空港の施設の利用の届出の受理					○	鳥取空港管理事務所長
	3 同条例第4条の2の規定による運用時間外の空港の施設の利用の許可					○	鳥取空港管理事務所長
	4 同条例第8条ただし書の規定による車両の運転、駐車、修繕又は清掃の許可					○	鳥取空港管理事務所長
	5 同条例第9条第2項の規定による空港への入場の制限					○	鳥取空港管理事務所長
	6 同条例第10条第2号の規定による爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯、運搬、保管又は貯蔵の許可					○	鳥取空港管理事務所長
	7 同条例第10条第4号の規定による裸火の使用の許可					○	鳥取空港管理事務所長
	8 同条例第11条の規定による空港内の土地、建物その他の施設の使用の許可及びその態様又は目的の変更の許可のうち次に掲げるもの (一) 許可期間満了後の継続使用の許可 (二) 工作物の設置を伴わない使用の許可 (三) 一時的な使用の許可					○	鳥取空港管理事務所長
	9 同条例第12条の規定による空港内における営業の許可					○	鳥取空港管理事務所長
	10 同条例第14条の規定による許可の取消し及び原状回復その他必要な措置の命令(同条例第11条の許可に係るものについては、8の許可に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	11 同条例第15条の規定による許可を受けた者からの必要な報告の徴収(同条例第11条の許可に係るものについては、8の許可に係るものに限る。)					○	鳥取空港管理事務所長
	12 同条例第18条の規定による着陸料等の減免のうち次のもの (一) 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年7月鳥取県規則第37号)第10条第1項各号に該当する場合の着陸料の免除 (二) 鳥取県営鳥取空港管理規則第10条第2項に該当する場合の停留料の免除 (三) 鳥取県営鳥取空港管理規則第10条第3項に該当する場合のセンタープラザの利用料の免除 (四) (一)から(三)まで以外の場合の着陸料等の減免					○	鳥取空港管理事務所長 鳥取空港管理事務所長 鳥取空港管理事務所長
	13 同条例第19条の規定による行為の制止及び空港からの退去その他必要な					○	鳥取空港管理事務所長

		措置の命令					所長	
統計課	一 統計法(昭和22年法律第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第1項の規定による指定統計調査以外の統計調査の実施の届出				○		
		2 同法第12条第1項の規定による統計調査員の任免				○		
		3 同法第15条第2項の規定による指定統計の調査票の統計上の目的以外の使用の承認の申請				○		
	二 統計法施行令(昭和24年政令第130号)第8条の規定により知事の権限に属するものとされた事務	1 指定統計調査の結果の公表				○		
		2 申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査区の設定、調査票の配付、収集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに指定統計調査の実施に伴う事務				○		
	三 鳥取県統計調査条例(昭和25年3月鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 統計調査の実施の決定及び統計調査の結果の公表				○		
		2 同条例第4条の規定による調査区の設定及び調査員の任免				○		
		3 同条例第6条の規定による調査の一部及び調査員の指揮監督の市町村長への委任				○		
		4 同条例に基づき行う統計調査に係る申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査票の配付、収集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに指定統計調査の実施に伴う事務				○		
福祉保健部共通	一 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1 福祉保健部(福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課及び児童家庭課に限る。)関係の補助金及び負担金(別に定めるものに限る。)に係る事務				○	福祉事務所長	
	二 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和62年4月鳥取県規則第25号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条第1項の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収 (一) 療育又は養育医療の給付に要する費用に係るもの (二) 中央児童相談所長の措置に要する費用に係るもの (三) 児童相談所長(中央児童相談所長を除く。)の措置に要する費用に係るもの (四) (一)から(三)まで以外のもの (1) 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの (2) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (3) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの				○	保健所長 ○ 福祉相談センター所長 ○ 児童相談所長 ○ 東部福祉事務所長 ○ 中部福祉事務所長 ○ 西部福祉事務所長	
福祉保健課	一 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)に基づく知事の権限に属する事務(障害福祉課、長寿社会課及び児童家庭課の所掌事務に係るものを除く。)	1 同法第13条第9項の規定による町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の承認				○		
		2 同法第29条第1項の規定による社会福祉法人の設立に係る定款の認可				○		
		3 同法第44条第2項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定				○		
		4 同法第47条第2項の規定による社会福祉法人の合併の認可				○		
		5 同法第54条第1項の規定による社会福祉法人の業務若しくは会計に関する報告の徴取又は業務若しくは財産の状況の検査 (一) 市町村の社会福祉協議会に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 福祉事務所長
		6 同法第54条第4項の規定による社会福祉法人の解散命令				○		
		7 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人の監督				○		
		8 同法第57条第2項の規定による社会福祉施設を設置して第1種社会福祉事業を営むことの許可				○		
		9 同法第58条第2項の規定による社会福祉施設の建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可				○		
		10 同法第62条第2項の規定による第1種社会福祉事業の営むの許可				○		
		11 同法第65条の規定による社会福祉事業を営む者からの報告の徴取又は施設等の検査若しくはその他事業経営の調査の実施 (一) 市町村の社会福祉協議会に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 福祉事務所長
		12 同法第67条の規定による社会福祉事業の営むの制限、停止の命令又は許可の取消し				○		
		13 同法第69条第1項の規定による寄附金の募集の許可				○		
		14 同法第80条の規定による共同基金会の解散命令				○		
	二 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第23条第1項の規定による立入検査				○		

三 民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による民生委員の定数の決定			○		
	2 同法第5条第1項の規定による民生委員の推薦			○		
	3 同法第7条の規定による民生委員の再推薦の命令及び推薦			○		
	4 同法第11条第1項の規定による民生委員の解嘱の具申			○		
	5 同法第17条第1項の規定による民生委員の指揮監督					○ 福祉事務所長
	6 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練に関する計画の樹立			○		
	7 同法第18条の規定による民生委員の指揮訓練の実施					○ 福祉事務所長
	8 同法第20条第1項の規定による民生委員協議会を組織すべき区域についての決定			○		
四 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく知事の権限に属する事務	1 生活保護の特別基準の設定			○		
	2 同法第20条第1項の規定による市町村長に対する指揮監督			○		
	3 同法第23条第1項の規定による市町村長の行う事務の監査の実施			○		
	4 同法第24条の規定による保護の開始又は変更の申請があった場合のその要否等の決定及びこれの申請者への通知					○ 福祉事務所長
	5 同法第25条の規定による職権による保護の種類等の決定及び開始、保護の変更の決定及びその被保護者への通知又は保護の実施					○ 福祉事務所長
	6 同法第26条の規定による保護の停止又は廃止の決定					○ 福祉事務所長
	7 同法第27条の規定による被保護者に対する生活の維持等に必要の指導又は指示					○ 福祉事務所長
	8 同法第28条の規定による要保護者の居住の場所への立入り及びその者の資産状況等の調査の実施若しくはその者に対する医師等の検診を受けるべき旨の命令又は保護の開始等の申請の却下若しくは保護の変更、停止若しくは廃止					○ 福祉事務所長
	9 同法第40条第2項の規定による市町村の保護施設の設置の届出の受理			○		
	10 同法第41条第2項の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置の認可			○		
	11 同法第41条第5項の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の名称等の変更の認可			○		
	12 同法第42条の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止の時期の認可			○		
	13 同法第43条第1項の規定による保護施設の運営についての指導			○		
	14 同法第44条第1項の規定による保護施設の管理者に対する報告の請求又は保護施設への立入り若しくは設備及び会計書類等の閲覧の請求若しくは検査			○		
	15 同法第45条第1項及び第2項の規定による保護施設の設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは保護施設の廃止の命令又は保護施設の設置の認可の取消し			○		
	16 同法第46条第3項の規定による保護施設の管理規程の変更の命令			○		
	17 同法第48条第3項の規定による保護施設の長の指導に対する制限及び禁止の命令			○		
	18 同法第48条第4項の規定による被保護者についての保護の変更、停止又は廃止を必要とする旨の届出の受理					○ 福祉事務所長
	19 同法第49条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による医療を担当する機関の指定			○		
	20 同法第51条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による医療機関の指定の取消し			○		
	21 同法第53条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査又は診療報酬の額の決定に当たっての社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会等の意見の聴取及びその決定並びに支払いの事務の委託			○		
	22 同法第54条第1項の規定による指定医療機関の管理者に対する報告の命令又は設備等の実地検査の実施			○		
	23 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に対する国庫負担に係る事務費支弁額の決定			○		
	24 同法第62条第3項及び第4項の規定による保護の変更、停止若しくは廃止又はこれらの処分に係る弁明の機会の供与					○ 福祉事務所長
	25 同法第63条の規定による被保護者がその受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならない額の決定					○ 福祉事務所長
	26 同法第76条の規定による死者の遺留の金銭等の保護費への充当又は遺留金品の売却及びその代金の保護費への充当					○ 福祉事務所長
	27 同法第77条の規定による被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からの保護費の費用の徴収					○ 福祉事務所長
	28 同法第78条の規定による不実の申請等により保護を受けた者等からの保					○ 福祉事務所長

	護費の費用の徴収								
	29 同法第80条の規定による前渡した保護金品の返還の免除							○	福祉事務所長
	30 同法第81条の規定による後見人選任の請求							○	福祉事務所長
五	行旅病人及行旅 死亡人取扱法（明 治32年法律第93 号）に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同法第5条の規定による行旅病人又はその同伴者の引取り （一）町村が救護した者に係るもの （二）（一）以外の者に係るもの					○		福祉事務所長
		2 同法第8条第2項において準用する同法第5条の規定による行旅死亡人 の同伴者の引取り （一）町村が救護した者に係るもの （二）（一）以外の者に係るもの					○		福祉事務所長
六	鳥取県行旅病人 等引取り及び費用 弁償規則（昭和62 年4月鳥取県規則 第27号）に基づく 知事の権限に属す る事務	1 同規則第2条の規定による行旅病人等の施設への入所措置 （一）町村が救護した者に係るもの （二）（一）以外の者に係るもの					○		福祉事務所長
		2 同規則第4条ただし書の規定による県が弁償する費用の種目又は限度額 の特例の承認 （一）町村の請求による弁償に係るもの （二）（一）以外の弁償に係るもの					○		福祉事務所長
七	災害救助法（昭 和22年法律第118 号）に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同法第24条第1項の規定による救助に関する業務への従事命令						○	福祉事務所長
		2 同法第25条の規定による救助に関する業務への協力命令						○	福祉事務所長
		3 同法第26条第1項の規定による病院等の管理、土地等の使用又は物資の 生産等を業とする者に対する物資の保管命令若しくは物資の収用						○	福祉事務所長
		4 同法第27条の規定による施設等への立入検査の実施又は物資を保管させ た者からの報告の徴収						○	福祉事務所長
		5 同法第28条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用又は有線電気通 信設備若しくは無線設備の使用の命令						○	福祉事務所長
八	災害救助法施行 規則（昭和22年総 理庁・内務省・運 輸省・厚生省・大 蔵省令第1号）に 基づく知事の権限 に属する事務	1 同令第4条第2項の規定による救助の実施に従事できない旨の届出の受 理						○	福祉事務所長
		2 同令第4条第3項の規定による救助業務従事命令の取消し						○	福祉事務所長
九	売春防止法（昭 和31年法律第118 号）に基づく知事 の権限に属する事 務	1 同法第34条第2項の規定による要保護女子の保護更生のための必要な措 置						○	婦人相談所長
		2 要保護女子の一時保護の決定						○	婦人相談所長
障害福 祉課	一 身体障害者福祉 法（昭和24年法律 第283号）に基づく 知事の権限に属す る事務	1 同法第10条第1項第1号又は第2号イの規定による市町村への援護の実 施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市 町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握						○	福祉事務所長
		2 同法第12条の3第1項の規定による身体に障害のある者の相談に応じ、 及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことの委託					○		
		3 同法第15条第1項の規定による医師の指定及び同条第4項の規定による 身体障害者手帳の交付					○		
		4 同法第16条第2項の規定による身体障害者手帳の返還の命令					○		
		5 同法第18条第4項第3号の規定により県立身体障害者更生援護施設への 入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの徴収						○	福祉事務所長
		6 同法第19条の5第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額 の決定					○		
		7 同法第19条の6第1項の規定による指定医療機関に対する報告の要求及 び診療録等の検査					○		
		8 同法第19条の6第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止めの命令 及び一時差止め					○		
		9 同法第39条第1項の規定による身体障害者居宅生活支援事業を行う者に 対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施					○		
		10 同法第39条第2項の規定による市町村が設置する身体障害者更生援護施 設の長に対する報告の請求及び関係者への質問又は施設等への立入検査の 実施					○		
		11 同法第40条第1項の規定による身体障害者居宅生活支援事業の制限又は 停止の命令					○		
		12 同法第41条第1項の規定による身体障害者更生援護施設若しくは養成施 設の事業の停止又は廃止の命令					○		
		13 身体障害者更生援護施設の国庫負担又は国庫補助に係る事務費支弁額の					○		

	決定					
二 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条第2項の規定による医師の指定の取消し		○			
	2 同令第8条第2項の規定による身体障害者更生援護施設の種類の変更の認可及び身体障害者更生援護施設又は身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設の休止又は廃止の認可			○		
三 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく知事の権限に属する事務(障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第21条の6第1項及び第3項の規定による補装具の交付若しくは修理並びに補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給決定 (一) 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの (二) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (三) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの				○	東部福祉事務所長 中部福祉事務所長 西部福祉事務所長
	2 同法第21条の10第3項の規定による肢体不自由児施設等への短期間入所の措置の実施				○	児童相談所長
	3 同法第21条の10第4項の規定による日常生活用具の給付等の措置の実施				○	福祉事務所長
	4 同法第27条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定による児童の措置				○	児童相談所長
	5 同法第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収			○		
	6 同法第31条の規定による在所期間の延長				○	児童相談所長
	7 同法第34条の4第1項の規定による児童居宅生活支援事業を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施			○		
	8 同法第34条の5の規定による児童居宅生活支援事業の制限又は停止の命令			○		
	9 同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可			○		
	10 同法第35条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認			○		
	11 同法第46条第1項及び第3項の規定による報告の徴収及び施設への立入検査等の実施並びに改善の勧告及び命令			○		
	12 同法第46条第4項の規定による事業の停止の命令			○		
	13 同法第53条の3の規定による事務処理状況の実地調査 (一) 市の事務処理状況に係るもの (二) 町村の事務処理状況に係るもの			○		○ 福祉事務所長
	14 同法第56条第5項の規定による業者に支払わなかった額の徴収 (一) 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの (二) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (三) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの					○ 東部福祉事務所長 ○ 中部福祉事務所長 ○ 西部福祉事務所長
	15 同法第58条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し			○		
	16 同法第59条第1項及び第3項の規定による施設の設置者等からの報告の徴収及び施設への立入検査等の実施並びに事業の停止又は施設の閉鎖の命令			○		
四 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に基づく知事の権限に属する事務(障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第12条の2の規定による児童福祉施設の実地の検査			○		
五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による受給資格及び手当の額の認定			○		
	2 同法第11条の規定による支給の停止			○		
	3 同法第12条の規定による支払の一時差止め			○		
	4 同法第13条の規定による未支払手当の支払の決定			○		
	5 同法第16条において準用する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第8条の規定による手当の額の改定			○		
	6 同法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による手当の支払の調整			○		
	7 同法第17条の規定による障害児福祉手当の支給				○	福祉事務所長
	8 同法第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定による受給資格の認定				○	福祉事務所長
	9 同法第22条第2項(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定による返還金の受領				○	福祉事務所長
	10 同法第24条第1項(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収				○	福祉事務所長
	11 同法第26条において準用する同法第5条第2項の規定による受給資格の再認定				○	福祉事務所長
	12 同法第26条において準用する同法第11条の規定による障害児福祉手当の不支給				○	福祉事務所長

	13 同法第26条において準用する同法第12条の規定による障害児福祉手当の支払の一時差止め					○	福祉事務所長
	14 同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第8条の規定による手当の額の改定					○	福祉事務所長
	15 同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による手当の支払の調整					○	福祉事務所長
	16 同法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給					○	福祉事務所長
	17 同法第26条の5において準用する同法第5条第2項の規定による受給資格の再認定					○	福祉事務所長
	18 同法第26条の5において準用する同法第11条の規定による特別障害者手当の不支給					○	福祉事務所長
	19 同法第26条の5において準用する同法第12条の規定による特別障害者手当の支払の一時差止め					○	福祉事務所長
	20 同法第36条第1項の規定による書類等の提出命令及び関係者への質問の実施 (一) 特別児童扶養手当に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 福祉事務所長
	21 同法第36条第2項の規定による診断を受けるべきことの命令及び障害の状態の診断 (一) 特別児童扶養手当に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 福祉事務所長
	22 同法第37条の規定による必要な資料の閲覧若しくは資料の提供の請求又は必要な事項の報告の要求 (一) 特別児童扶養手当に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○ 福祉事務所長
六 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給					○	福祉事務所長
	2 同法附則第97条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第2項の規定による返還金の受領					○	福祉事務所長
七 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条(同令第13条、第16条又は附則第4条第1項において準用する場合を含む。)の規定による福祉手当所届出の受理					○	福祉事務所長
	2 同令第6条(同令第13条又は第16条において準用する場合を含む。)の規定による支給停止の通知					○	福祉事務所長
	3 同令第7条(同令第13条又は第16条において準用する場合を含む。)の規定による氏名変更の届出の受理					○	福祉事務所長
	4 同令第8条(同令第13条又は第16条において準用する場合を含む。)の規定による住所変更の届出の受理					○	福祉事務所長
	5 同令第9条(同令第13条又は第16条において準用する場合を含む。)の規定による受給資格喪失の届出の受理					○	福祉事務所長
	6 同令第10条(同令第13条又は第16条において準用する場合を含む。)の規定による死亡の届出の受理					○	福祉事務所長
	7 同令第11条(同令第13条又は第16条において準用する場合を含む。)の規定による受給資格喪失の通知					○	福祉事務所長
八 精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条の2第1項の規定による精神薄弱者又はその保護者の相談に応じ、及び精神薄弱者の更生のために必要な援助を行うことの委託					○	福祉事務所長
	2 同法第15条の3第2項及び第3項の規定による精神薄弱者更生施設等への短期入所の措置の実施及び日常生活用具の給付等の措置の実施					○	福祉事務所長
	3 同法第16条の規定による精神薄弱者等を精神薄弱者福祉司等に指導させる等の措置の実施					○	福祉事務所長
	4 同法第16条第1項第3号の規定による職親の認定				○		
	5 同法第21条の2第1項の規定による精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施				○		
	6 同法第21条の3の規定による精神薄弱者居宅生活支援事業の制限又は停止の命令				○		
九 鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則(昭和62年4月鳥取県規則第26号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条第1項の規定による医療給付等の措置(育成医療の給付を除く。)に要する費用を支払うべき旨の命令 (一) 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの (二) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (三) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの						○ 東部福祉事務所長 ○ 中部福祉事務所長 ○ 西部福祉事務所長

る事務								
十 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務 (障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。)	1 福祉保健課の項の一の4、6及び8に掲げる事務		○					
	2 福祉保健課の項の一の3、5及び7の(二)に掲げる事務			○				
十一 その他の事務	1 精神薄弱者援護措置費の国庫負担又は国庫補助に係る事務費支弁単価の決定			○				
	2 療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付				○		福祉事務所長	
長寿社会課	一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の3第1項第1号又は第2号の規定による介護の措置等の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握				○	福祉事務所長	
		2 同法第11条第1項第1号及び第2号の規定により県立養護老人ホーム(母来寮を除く。)及び県立特別養護老人ホームへの入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの徴収					○	福祉事務所長
		3 同法第15条第4項の規定による社会福祉法人が設置する養護老人ホーム等の設置認可		○				
		4 同法第16条第3項の規定による養護老人ホーム等の廃止又は休止の時期の認可			○			
		5 同法第18条第1項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは事務所等への立入検査の実施			○			
		6 同法第18条第2項の規定による養護老人ホーム等の長に対する報告の請求又は関係者への質問若しくは施設への立入検査の実施			○			
		7 同法第18条の2第1項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等に対する事業の制限又は停止の命令		○				
		8 同法第19条第1項の規定による養護老人ホーム等の設置者に対する事業の廃止の命令又は設置の認可の取消し		○				
		9 同法第19条第1項の規定による養護老人ホーム等の設置者に対する設備等の改善又は事業の停止の命令			○			
		10 同法第20条の8第7項の規定による県の意見			○			
		11 同法第20条の9第1項の規定による老人福祉計画の策定		○				
		12 同法第20条の10第1項の規定による市町村に対する必要な助言			○			
		13 同法第21条の規定により入所を委託した者が支弁すべき費用のその者からの徴収					○	母来寮長
		14 同法第29条第3項の規定による報告の請求又は施設の設備等についての調査の実施			○			
		15 同法第29条第4項の規定による有料老人ホームの設置者に対する改善措置の命令		○				
二 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第2項の規定による養護老人ホーム等の定員を減少しようとする時期の認可			○				
三 老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第46条の6の規定による老人保健施設の開設の許可又は収容定員等の変更の許可		○					
	2 同法第46条の7の規定による老人保健施設の管理する医師の承認又は医師以外の者に管理させることの承認			○				
	3 同法第46条の9第1項第3号の規定による老人保健施設に関して広告する事項の許可				○			
	4 同法第46条の11第1項の規定による老人保健施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは老人保健施設への立入検査の実施			○				
	5 同法第46条の12の規定による老人保健施設の開設者に対する老人保健施設の使用の制限等の命令			○				
	6 同法第46条の13の規定による老人保健施設の管理者の変更の命令			○				
	7 同法第46条の14の規定による老人保健施設の開設者に対する業務運営の改善又は業務の停止の命令			○				
	8 同法第46条の15の規定による老人保健施設の開設の許可の取消し		○					
	9 同法第46条の16において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第30条の規定による老人保健法第46条の12から第46条の15までの規定による処分を受けた者に対する弁明の機会の付与			○				
	10 同法第46条の16において準用する医療法第30条の規定による老人保健法		○					

	第46条の15に規定する処分を受ける者に対する弁明の機会の付与						
	11 同法第46条の17の7第1項の規定による指定老人訪問看護事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは帳簿書類等の検査の実施			○			
	12 同法第60条第4項の規定による拠出金及び延滞金の滞納処分			○			
	13 同法第76条第1項の規定による基金等からの業務等に関する報告の徴収又は実地検査の実施			○			
	14 同法第79条第3項の規定による保険者からの業務に関する報告の徴収又は実地検査の実施			○			
四 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による鳥取県立社会福祉施設の利用の許可 (一) 鳥取県立福原荘の利用に係るもの (二) 鳥取県立岩井長者寮の利用に係るもの			○		○	岩井長者寮長
	2 同条例第7条の規定による鳥取県立社会福祉施設における使用料の減免の決定 (一) 鳥取県立福原荘に係るもの (1) 鳥取県立福原荘管理規則(昭和57年3月鳥取県規則第13号)第7条第2号に該当する場合に係るもの (2) (1)以外の場合に係るもの (二) 鳥取県立岩井長者寮に係るもの (1) 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和39年9月鳥取県規則第48号)第9条第2号に該当する場合に係るもの (2) (1)以外の場合に係るもの			○		○	岩井長者寮長
五 鳥取県立母来寮管理規則(昭和59年3月鳥取県規則第27号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による入所措置を受ける者及び入所の委託に係る者の受入れ					○	母来寮長
	2 同規則第4条の2の規定による短期間入所の委託に係る者の受入れ					○	母来寮長
	3 同規則第5条第3号の規定による制限行為の決定					○	母来寮長
	4 同規則第6条の規定による入所者に対する指示					○	母来寮長
	5 同規則第7条の規定による退所の命令及び入所を委託した者との協議					○	母来寮長
六 鳥取県立岩井長者寮管理規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第11条の規定による使用料の徴収猶予の決定					○	岩井長者寮長
	2 同規則第13条の規定による承認を必要とする行為の承認					○	岩井長者寮長
	3 同規則第15条の規定による入寮者に対する措置の命令又は必要な指示					○	岩井長者寮長
	4 同規則第16条の規定による退寮の命令及び入寮の取消し					○	岩井長者寮長
	5 同規則第20条の規定による管理に関し必要な事項の決定				○		
七 鳥取県立福原荘管理規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による使用料の徴収猶予の決定					○	
	2 同規則第12条の規定による身元引受人の変更の承認					○	
	3 同規則第13条の規定による入所者に対する措置の命令又は必要な指示					○	
	4 同規則第14条第1項の規定による入所の許可の取消し					○	
八 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務(長寿社会課の所掌事務に係るものに限る。)	1 福祉保健課の項の一の4、6及び8に掲げる事務			○			
	2 福祉保健課の項の一の3、5及び7の(二)に掲げる事務			○			
九 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)に基づく事務	1 同令第2条ただし書の規定による旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属又はこれらの者の遺族に関する恩給請求書類の受理及び進達			○			
十 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和27年政令第143号)第11条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づく知事の権限に属する事務	1 障害年金等に関する請求書等の受理及び障害年金等を受ける権利の裁定に必要な調査			○			
十一 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則(昭和27年厚生省令第16号)	1 同令第45条の規定による軍人軍属等に係る障害年金等若しくは遺族年金等に関する請求書等又は障害年金等に関する処分についての異議申立書の受理及び送付			○			

に基づく知事の権限に属する事務									
十二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令(昭和38年政令第125号)第2条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)に基づく事務	1 同法第3条第5項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定								
十三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則(昭和38年厚生省令第13号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付								
	2 同令第4条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付								
十四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条第2項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令(昭和38年大蔵省令第25号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第9条の規定による印鑑及び償還金支払場所の届出の受理								
十五 戦傷病者特別援護法施行令(昭和38年政令第358号)第13条第1項又は附則第8条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく事務	1 同法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付								
	2 公務上の傷病につき恩給法の規定による増加恩給等の給付の裁定を受けた者以外の者に係る公務上の傷病の認定に必要な調査								
	3 同法第5条の規定による戦傷病者手帳の記載事項の訂正及び戦傷病者手帳の提出の命令								
	4 同法第6条の規定による戦傷病者手帳の返還の命令								
	5 同法第15条第1項(同法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定								
	6 同法第16条第1項(同法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関の管理者に対する必要な報告の請求及び指定医療機関の診療録その他の帳簿書類の実地検査の実施								
	7 同法第17条第1項又は第3項(同法第20条第5項において準用する場合を含む。)の規定による療養費の支給又は療養を行った者等に対するその行った療養に関する報告の請求、診療録等の提出の命令及び質問の実施								
	8 同法第18条第1項の規定による療養手当の支給								
	9 同法第19条第1項又は第2項の規定による葬祭費又は葬祭に要した費用に相当する金額の支給								
	10 同法第20条第1項又は第4項の規定による更生医療の給付の決定又は更生医療に要する費用の支給の決定(市の区域に居住する者への支給決定を除く。)								○ 福祉事務所長
	11 同法第20条第1項又は第4項の規定による更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給								
	12 同法第21条第1項又は第4項の規定による補装具の支給若しくは修理又は補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定(市の区域に居住する者への支給決定を除く。)								○ 福祉事務所長
	13 同法第21条第1項又は第4項の規定による補装具の支給及び修理並びに補装具の購入又は修理に要する費用の支給								
	14 同法第24条の規定による戦傷病者等に対する報告の請求及び戦傷病者に対する医師の診断を受けるべきことの命令								
十六 戦傷病者特別援護法施行令第13条の規定により知	1 同令第6条の規定による戦傷病者手帳の再交付								

事の権限に属するものとされた同令に基づく事務								
十七 戦傷病者特別 援護法施行規則 (昭和38年大蔵省 令第46号)に基づ く知事の権限に属 する事務	1 同令第6条第1項の規定による療養券の交付					○		
	2 同令第10条の規定による療養手当の支給を終える旨の通知及び療養手当の全部又は一部を支給しないこととした旨の通知					○		
	3 同令第13条の規定による更生医療券の交付(市の区域に居住する者への交付を除く。)							○ 福祉事務所長
	4 同令第15条の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付(市の区域に居住する者への交付を除く。)							○ 福祉事務所長
	5 同令第16条第1項の規定による国立保養所入所請求書等の書類の受理及び送付					○		
	6 同令第17条の規定による請求の却下等の通知					○		
十八 未帰還者に関 する特別措置法施 行令(昭和34年政 令第51号)第1条 の2又は第2条の 規定により知事の 権限に属するもの とされた未帰還者 に関する特別措置 法(昭和34年法律 第7号)に基づく 事務	1 同法第2条第1項の規定による民法第30条の宣告の請求					○		
	2 同法第3条第1項の規定による未帰還者の遺族に対する弔慰料の支給					○		
十九 未帰還者に関 する特別措置法施 行規則(昭和34年 厚生省令第5号) に基づく知事の権 限に属する事務	1 同令第3条の規定による弔慰料の請求についての決定の結果の通知					○		
二十 引揚者給付金 等支給法施行令 (昭和32年政令第 112号)第9条の規 定により知事の権 限に属するものと された引揚者給付 金等支給法(昭和 32年法律第109号) に基づく事務	1 同法第3条の規定による引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定					○		
二十一 引揚者給付 金等支給法施行規 則(昭和32年厚生 省令第25号)に基づ く知事の権限に 属する事務	1 同令第4条の規定による引揚者給付金認定通知書若しくは遺族給付金認定通知書又は引揚者給付金却下通知書若しくは遺族給付金却下通知書の交付					○		
	2 同令第6条の規定による引揚者給付金又は遺族給付金に関する請求書又は通知書の受理及び送付					○		
二十二 戦没者等の 遺族に対する特別 弔慰金支給法施行 令(昭和40年政令 第183号)第2条 の規定により知事 の権限に属するも のとされた戦没者 等の遺族に対する 特別弔慰金支給法 (昭和40年法律第 100号)に基づく事 務	1 同法第4条の規定による特別弔慰金を受ける権利の裁定					○		
二十三 戦没者等の 遺族に対する特別 弔慰金支給法施行	1 同令第2条の規定による特別弔慰金裁定通知書又は特別弔慰金却下通知書の交付					○		
	2 同令第3条の規定による特別弔慰金請求書又は特別弔慰金に関する通知					○		

規則（昭和40年厚生省令第27号）に基づく知事の権限に属する事務	書の受理及び送付						
二十四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項の規定により発行する国庫の発行交付等に関する省令（昭和40年大蔵省令第41号）に基づく事務	1 同令第9条の規定による印鑑及び償還金支払場所の届出の受理		○				
二十五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和41年政令第227号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）に基づく事務	1 同法第3条第2項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定		○				
二十六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和41年厚生省令第22号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付 2 同令第3条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付		○		○		
二十七 未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和28年政令第211号）第4条第2項又は第3項の規定により知事の権限に属するものとされた未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）に基づく事務	1 同法附則第20項の規定による未帰還職員に対する給与の支給 2 留守家族手当又は特別手当のうち旧未復員者給与法（昭和22年法律第182号）の規定による俸給又は扶養手当に相当するものの支給 3 未帰還職員以外の未帰還者に対する留守家族手当等の支給 4 葬祭料又は遺骨引取経費の支給 5 障害一時金の支給		○		○		○
二十八 未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和28年厚生省令第42号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第8条の規定による留守家族手当の支給を終え、又は停止する旨の通知 2 同令第19条第1項の規定による留守家族手当の支給についての決定の通知		○		○		
二十九 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法附則第10条の規定による軍人軍属であった者の身分の取扱い及び未引揚邦人の調査		○				
三十 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令（昭和42年政令第226号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた引揚者等に対する特別	1 同法第3条第2項の規定による特別交付金を受ける権利の認定 2 同法第14条第1項の規定による償還金の全部又は一部に相当する金額の返還の命令		○		○		

	交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）に基づく事務									
	三十一 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和42年総理府令第40号）に基づく事務	1 同令第2条の規定による引揚者特別交付金請求書の受理					○			
		2 同令第3条の規定による遺族特別交付金請求書の受理					○			
		3 同令第4条の規定による特別交付金認定通知書又は特別交付金却下通知書の交付					○			
		4 同令第5条の規定による特別交付金の支給を受けるべき順位の変更請求書の受理					○			
		5 同令第6条の規定による特別交付金請求書又は特別交付金に関する通知書の受理及び送付					○			
	三十二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和42年政令第188号）第2条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）に基づく事務	1 同法第4条の規定による特別給付金を受ける権利の裁定					○			
	三十三 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（昭和42年厚生省令第22号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条の規定による特別給付金裁定通知書又は特別給付金却下通知書の交付					○			
		2 同令第4条の規定による特別給付金請求書又は特別給付金に関する通知書の受理及び送付					○			
	三十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による必要な施策の実施					○			
		2 同法第8条の規定による必要な施策の実施					○			
	三十五 その他の事務	1 特別給付金国債担保貸付要綱に基づく適格者の内申					○			
		2 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により交付された特別給付金国庫債券の買上償還額の福祉事務所別割当額の決定					○			
		3 戦傷病者乗車券引換規則（昭和62年西日本旅客鉄道株式会社公告第12号）第3条の規定による戦傷病者乗車券引換証（甲種又は乙種）の交付					○			
		4 戦没者の叙位又は叙勲に関する調査、進達及び伝達					○			
		5 軍歴証明書の交付					○			
児童家庭課	一 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務（児童家庭課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同法第12条第4項の規定による児童委員の指揮監督					○		福祉事務所長	
		2 同法第22条及び第23条の規定による助産施設又は母子寮への入所措置					○		福祉事務所長	
		3 同法第27条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定による児童の措置 (一) 里親及び保護受託者の認定 (二) (一)以外の措置					○		○	児童相談所長
		4 同法第27条の2の規定による家庭裁判所への送致						○		児童相談所長
		5 同法第28条の規定による保護者からの隔離の措置						○		児童相談所長
		6 同法第30条第1項及び第2項の規定による同居児童の届出の受理						○		児童相談所長
		7 同法第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収 (一) 町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (二) 市の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設の長に係るもの (三) (一)及び(二)以外の児童福祉施設の長に係るもの並びに同法第30条第1項に規定する者に係るもの						○		福祉事務所長 児童相談所長
		8 同法第31条の規定による在所期間の延長							○	児童相談所長

	9 同法第33条第2項の規定による児童の一時保護					○	児童相談所長
	10 同法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可 (一) 町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設に係るもののうち、一部変更に係るもの (二) (一)以外のもの					○	福祉事務所長
	11 同法第35条第7項の規定による児童福祉施設の休廃止の承認				○		
	12 同法第46条第1項及び第3項の規定による報告の徴収、実地監督、改善の勧告及び命令 (一) 町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所及び児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外のもの					○	福祉事務所長
	13 同法第46条第4項の規定による事業の停止の命令				○		
	14 同法第47条の規定による縁組承諾の許可					○	児童相談所長
	15 同法第53条の3の規定による事務処理状況の実地の調査 (一) 市の事務処理状況に係るもの (二) 町村の事務処理状況に係るもの					○	福祉事務所長
	16 同法第58条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し				○		
	17 同法第59条の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は施設への立入検査等及び事業の廃止又は施設の閉鎖の命令				○		
二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務 (児童家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第9条の6の規定による里親及び保護受託者の指導担当職員の指定					○	児童相談所長
	2 同令第9条の8の規定による居住地変更の通知					○	児童相談所長
	3 同令第12条の2の規定による児童福祉施設の実地の検査 (一) 町村の区域に所在する助産施設、母子寮、保育所又は児童厚生施設に係るもの (二) (一)以外の児童福祉施設に係るもの					○	福祉事務所長
	4 同令第13条第2項から第4項までの規定による保母試験の施行、証明書交付及び試験の合格の決定					○	
三 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務(児童家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第27条の規定による措置変更等の届出の受理					○	児童相談所長
四 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第1項及び第3項(同法第19条の2第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの決定					○	福祉事務所長
	2 同法第11条(同法第19条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に対する資金の貸付けの決定				○		
	3 同法第15条の3第1項(同法第19条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭居宅介護等事業を行う者に対する報告の請求又は質問若しくは事務所への立入検査の実施					○	
	4 同法第15条の4(同法第19条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による母子家庭居宅介護等事業の制限又は停止の命令					○	
五 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第10条(同令第29条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の交付の停止又は減額の決定					○	福祉事務所長
	2 同令第11条(同令第29条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定					○	福祉事務所長
	3 同令第12条(同令第29条において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの停止の決定					○	
	4 同令第14条第1項第3号及び第2項(同令第29条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に対する承認及び報告の徴収等					○	
	5 同令第15条(同令第29条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の一時償還の決定					○	
	6 同令第16条(同令第29条において準用する場合を含む。)の規定による違約金の徴収金額の決定及び徴収 (一) 母子福祉団体に係る違約金に係るもの (二) (一)以外のもの					○	福祉事務所長
	7 同令第18条(同令第29条において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予の決定 (一) 母子福祉団体に係る違約金に係るもの (二) (一)以外のもの					○	福祉事務所長

六 児童扶養手当法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による受給資格及び手当の額の認定				○		
	2 同法第8条の規定による手当の額の改定				○		
	3 同法第14条の規定による支給の停止				○		
	4 同法第15条の規定による支払の一時差止め				○		
	5 同法第16条の規定による未支払手当の支払の決定				○		
	6 同法第29条の規定による質問、書類等の提出の命令及び診断の命令				○		
	7 同法第30条の規定による資料の提供要求等				○		
	8 同法第31条の規定による手当の支払の調整				○		
七 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務 (児童家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	1 福祉保健課の項の4、6及び8に掲げる事務				○		
	2 福祉保健課の項の3、5及び7の(二)に掲げる事務				○		
八 災害遺児手当助成条例(昭和47年3月鳥取県条例第5号)及び災害遺児手当助成条例施行規則(昭和47年3月鳥取県規則第15号)に基づく知事の権限に属する事務	1 市町村への助成に係る事務					○	福祉事務所長
九 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年12月鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨				○		
	2 同条例第13条第1項及び第2項の規定による有害図書類の指定及びその旨の告示				○		
	3 同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求及び書店等への立入調査				○		
十 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による入学の許可					○	保育専門学院長
	2 同条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学科の減免				○		
十一 鳥取県立保育専門学院学則(昭和53年3月鳥取県規則第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務					○	保育専門学院長
十二 鳥取県福祉生奨学金貸与規則(昭和27年6月鳥取県規則第41号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第14条第1項の規定による福祉生に貸与した奨学金の徴収					○	福祉事務所長
十三 その他の事務	1 保育所措置費国庫負担金に係る保育所の長の設置又は未設置の認定及び民間給与等改善費の加算費の承認(町村の区域に所在する保育所に係るものに限る。)					○	福祉事務所長
	2 母子福祉小口貸付事業要領に基づく貸付けの決定及び交付					○	福祉事務所長
医務薬事課 一 医療法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による総合病院と称することの承認				○		
	2 同法第5条第2項の規定による往診のみによって診療に従事する医師等に対する報告の命令又は検査のための診療録等の提出要求					○	保健所長
	3 同法第7条第1項及び第2項の規定による病院等の開設の許可及び療養型病床群の設置又は病床数等の変更の許可 (一) 一の保健所の管轄区域内における診療所又は助産所に係るもの (二) (一)以外のもの					○	○ 保健所長
	4 同法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理					○	保健所長
	5 同法第9条の規定による病院等の休止等の届出の受理 (一) 診療所又は助産所の休止等の届出に係るもの					○	○ 保健所長

(二) (一)以外のもの			○		
6 同法第12条第1項ただし書の規定による病院等の開設者が他の者にその管理をさせる場合の許可 (一) 一の保健所の管轄区域内に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○ 保健所長
7 同法第12条第2項の規定による病院等を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可 (一) 当該診療所又は助産所が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所の管轄区域内に所在する場合に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○ 保健所長
8 同法第16条ただし書の規定による病院に医師を宿直させないことの許可			○		
9 同法第18条ただし書の規定による病院等に専属の薬剤師を置かないことの許可 (一) 診療所に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○ 保健所長
10 同法第21条第1項ただし書の規定による病院に同項に定める人員若しくは施設を有さないこと又は記録を備えないことの許可			○		
11 同法第24条第1項の規定による病院等の開設者に対する病院等の施設の使用の制限等の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○ 保健所長
12 同法第25条第1項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び病院等への立入検査の実施 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○ 保健所長
13 同法第27条の規定による病院等の構造設備の検査の実施及び許可証の交付 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○ 保健所長
14 同法第28条の規定による病院等の管理者の変更の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) (一)以外のもの			○		○ 保健所長
15 同法第29条第1項の規定による病院等の開設の許可の取消し及び閉鎖の命令	○				
16 同法第29条第2項の規定による総合病院と称することの承認の取消し			○		
17 同法第30条の規定による処分を受けた者に対する弁明の機会の付与 (一) 同法第24条第1項又は第28条に規定する処分を受けた者に係るもの (二) 同法第29条第1項又は第2項に規定する処分を受けた者に係るもの (三) (一)及び(二)以外の処分を受けた者に係るもの			○		○ 保健所長
18 同法第30条の7の規定による病院の開設等に関する勧告	○				
19 同法第35条第1項の規定による公的医療機関の開設者等に対する同項に規定する事項の命令及び同条第2項の規定による公的医療機関の開設者に対するその運営についての指示			○		
20 同法第44条の規定による医療法人の設立の認可	○				
21 同法第46条の2第1項ただし書の規定による医療法人の理事を1人又は2人とするものの認可			○		
22 同法第46条の3第1項ただし書の規定による医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することの認可			○		
23 同法第47条第1項ただし書の規定による病院等の管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可			○		
24 同法第50条第1項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可	○				
25 同法第55条第3項の規定による医療法人の解散の認可	○				
26 同法第56条第2項又は第3項の規定による解散した医療法人の残余財産の処分又は帰属の認可	○				
27 同法第57条第4項の規定による医療法人の合併の認可	○				
28 同法第63条第1項の規定による医療法人に対する報告の要求及び事務所への立入検査の実施			○		
29 同法第64条第1項の規定による医療法人に対する必要な措置をとるべき旨の命令	○				
30 同法第64条第2項の規定による医療法人に対する業務の全部又は一部の停止の命令及び役員解任の勧告	○				
31 同法第65条又は第66条の規定による医療法人の設立の認可の取消し	○				

	32 同法第68条において準用する民法第40条及び第56条の規定による医療法人の名称等の決定及び仮理事の選任				○			
二 医療法施行令(昭和23年政令第326号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による医師又は歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産婦でない者で助産所を開設したもののからの住所等の変更の届出の受理又は診療所を開設した医師等又は助産所を開設した助産婦からの届け出た事項の変更の届出の受理					○	保健所長	
	2 同令第4条の2の規定による診療所又は助産所の開設の許可を受けた者からの開設年月日等の届出の受理又は届け出た事項の変更の届出の受理					○	保健所長	
三 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第24条の規定によるエックス線装置を備えた診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理					○	保健所長	
	2 同令第25条の規定による診療用高エネルギー放射線発生装置を備えようとする診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理					○	保健所長	
	3 同令第26条の規定による診療用放射線照射装置を備えようとする診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理					○	保健所長	
	4 同令第27条の規定による診療用放射線照射器具を備えようとする診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理					○	保健所長	
	5 同令第28条の規定による診療用放射性同位元素を備えようとする診療所の管理者からのその診療所の名称等の届出の受理					○	保健所長	
	6 同令第29条の規定による診療所の管理者からの診療所のエックス線装置の製作者等の変更の届出の受理、診療所にエックス線装置等を備えなくなった旨の届出の受理又は診療所に診療用放射性同位元素を備えなくなったときの放射性同位元素による汚染の除去等の措置の概要の届出の受理					○	保健所長	
四 医師法(昭和23年法律第201号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第5項の規定による医師の免許の取消しの処分に係る者に対する意見の聴取				○			
	2 同法第7条第11項の規定による医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取				○			
五 歯科医師法(昭和23年法律第202号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第5項の規定による歯科医師の免許の取消しの処分に係る者に対する意見の聴取				○			
	2 同法第7条第11項の規定による歯科医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取				○			
六 歯科技工法(昭和30年法律第168号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第3項の規定による歯科技工士の処分についての厚生大臣への具申				○			
	2 同法第21条の規定による歯科技工所の開設の場所等の届出の受理若しくは届け出た事項の変更の届出の受理又は歯科技工所の休止若しくは廃止若しくは再開の届出の受理					○	保健所長	
	3 同法第24条の規定による歯科技工所の開設者に対する構造設備の改善の命令						○	保健所長
	4 同法第25条の規定による歯科技工所の全部又は一部の使用の禁止				○			
	5 同法第26条第1項第4号の規定による歯科技工の業又は歯科技工所に關して広告する事項の許可					○		
	6 同法第27条第1項の規定による歯科技工所の開設者若しくは管理者等に対する報告の命令又は歯科技工所への立入り及び清潔保持の状況等の検査の実施						○	保健所長
七 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法附則第2条の規定による歯科技工士試験の実施				○			
八 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条第3項の規定による診療放射線技師の処分についての厚生大臣への具申				○			
	2 同法第28条第2項の規定による照射録の提出の要求及び照射録の検査の実施					○	保健所長	
九 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法	1 同法第27条第2項の規定による照射録の提出の要求及び照射録の検査の実施					○	保健所長	

十五 保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和28年政令第386号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第7条第2項の規定による准看護婦免許証の再交付				○		
十六 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第2項において準用する同令第3条の規定による准看護婦養成所の学則等の変更の承認				○		
	2 同令第14条の規定による准看護婦養成所の指定の取消し				○		
十七 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による入学の許可 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの					○	鳥取看護専門学校長 倉吉総合看護専門学校長
	2 同条例第5条の規定による授業料、入学金及び入学選抜手数料の減免				○		
	3 同条例第6条の規定による休学、退学又は復学の許可 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの						○ 鳥取看護専門学校長 ○ 倉吉総合看護専門学校長
	4 同条例第7条の規定による除籍の決定 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの						○ 鳥取看護専門学校長 ○ 倉吉総合看護専門学校長
	5 同条例第8条の規定による訓告、停学又は退学の処分 (一) 鳥取看護専門学校に係るもの (二) 倉吉総合看護専門学校に係るもの						○ 鳥取看護専門学校長 ○ 倉吉総合看護専門学校長
十八 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年3月鳥取県規則第13号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務					○	鳥取看護専門学校長
十九 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年3月鳥取県規則第14号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務					○	倉吉総合看護専門学校長
	2 同条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学金の免除				○		
二十 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第15号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による入学の許可					○	歯科衛生専門学校長
	2 同条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学金の免除				○		
二十一 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和57年3月鳥取県規則第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務					○	歯科衛生専門学校長
二十二 看護婦等の	1 同法第12条第4項の規定による看護婦等確保推進者の氏名等の届出の受					○	

人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)に基づく知事の権限に属する事務	理及びその変更の届出の受理						
	2 同法第12条第5項の規定による看護婦等確保推進者の変更の命令		○				
	3 同法第14条第1項の規定による都道府県ナースセンターの指定		○				
	4 同法第14条第4項の規定による都道府県ナースセンターの名称等の変更の届出の受理			○			
	5 同法第17条第1項又は第2項の規定による都道府県ナースセンターの事業計画書及び収支予算書又は事業報告書及び収支決算書の受理			○			
	6 同法第18条の規定による都道府県ナースセンターに対する命令			○			
	7 同法第19条第1項又は第2項の規定による都道府県ナースセンターの指定の取消し		○				
二十三 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による救急病院等の認定		○				
二十四 老人保健法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第46条の5の2第1項の規定による老人訪問看護事業者の指定		○				
	2 同法第46条の17の4の規定による指定老人訪問看護事業者等の指導			○			
	3 同法第46条の17の6の規定による老人訪問看護事業者の指定に係る変更の届出の受理		○				
	4 同法第46条の17の8の規定による老人訪問看護事業者の指定の取消し		○				
二十五 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による薬局の開設の許可			○			
	2 同法第5条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新					○	保健所長
	3 同法第10条の規定による薬局の廃止等の届出の受理					○	保健所長
	4 同法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新					○	保健所長
	5 同法第26条第1項の規定による一般販売業の許可			○			
	6 同法第26条第3項の規定による卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可					○	保健所長
	7 同法第28条第1項の規定による薬種商販売業の許可			○			
	8 同法第28条第2項の規定による薬種商販売業の試験の施行			○			
	9 同法第30条第1項の規定による配置販売業の許可			○			
	10 同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付			○			
	11 同法第35条の規定による特例販売業の許可					○	保健所長
	12 同法第38条において準用する同法第10条の規定による医薬品販売業の廃止等の届出の受理					○	保健所長
	13 同法第39条の規定による医療用具を業として販売し、又は賃貸しようとする者からの届出の受理					○	保健所長
	14 同法第40条において準用する同法第10条の規定による医療用具の販売業又は賃貸業の廃止等の届出の受理					○	保健所長
	15 同法第69条の規定による薬局開設等に対する報告の命令又は薬局等への立入り及びその構造設備等の検査若しくは関係者に対する質問若しくは医療品等の収去の実施					○	保健所長
	16 同法第70条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令及び廃棄等の実施			○			
	17 同法第71条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの命令			○			
	18 同法第72条の規定による薬局等の構造設備の改善又はその使用の禁止の命令			○			
	19 同法第72条の2の規定による薬剤師の増員の命令			○			
	20 同法第73条の規定による薬局等の管理者の変更の命令			○			
	21 同法第74条の規定による配置員による配置販売の業務又は配置員の業務の停止の命令			○			
	22 同法第75条第1項の規定による薬局の開設の許可等の取消し及びその業務の停止の命令		○				
	23 同法第76条の規定による処分等の相手方等に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与		○				
二十六 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第15条の2第1項の規定により知事の権限に属するものとされた薬事法に基づく事務	1 同法第12条第2項の規定による製造業の許可 (一) 薬局医薬品製造業に係るもの (二) (一)以外のもの			○			
	2 同法第12条第3項の規定による製造業の許可の更新 (一) 薬局医薬品製造業に係るもの (二) (一)以外のもの			○			○ 保健所長
	3 同法第14条第1項の規定による薬局医薬品製造の承認			○			
	4 同法第19条の規定による製造所の廃止等の届出の受理			○			

	(一) 薬局医薬品製造業に係るもの (二) (一)以外のもの			○	保健所長
	5 同法第22条第2項の規定による輸入販売業の許可		○		
	6 同法第22条第3項の規定による輸入販売業の許可の更新		○		
	7 同法第23条において準用する同法第19条の規定による輸入販売業の廃止等の届出の受理		○		
	8 同法第72条の3の規定による製造業者又は輸入販売業者の製造管理若しくは品質管理の方法の改善の命令又は業務の停止の命令		○		
	9 同法第73条の規定による製造業又は輸入販売業の管理者等の変更の命令		○		
	10 同法第75条第1項の規定による製造業又は輸入販売業の許可の取消し又はその業務の停止の命令		○		
二十七 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条の規定による許可証の書換交付			○	保健所長
	2 同令第4条の規定による許可証の再交付			○	保健所長
二十八 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第29条の6の規定による卸売一般販売業の販売先等の変更等の届出の受理			○	保健所長
二十九 薬剤師法(昭和35年法律第146号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第3項の規定による薬剤師の免許の取消し等の必要がある旨の具申		○		
三十 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録		○		
	2 同法第4条第4項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新			○	保健所長
	3 同法第6条の2の規定による特定毒物研究者の許可		○		
	4 同法第7条第3項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受理			○	保健所長
	5 同法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施		○		
	6 同法第10条第1項の規定による毒物又は劇物販売業者の氏名等の変更等の届出の受理			○	保健所長
	7 同法第17条の規定による毒物劇物営業者等からの報告の徴収又はこれらの者の店舗等への立入り及び帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは毒物等の収去			○	保健所長
	8 同法第19条第1項又は第3項の規定による毒物若しくは劇物の販売業の登録を受けている者の有する設備に係る措置の命令及び毒物又は劇物の販売業の毒物劇物取扱責任者の変更の命令		○		
	9 同法第19条第2項又は第4項の規定による毒物若しくは劇物の販売業の登録又は特定毒物研究者の許可の取消し及びこれらの者に対する業務の停止の命令		○		
	10 同法第21条の規定による毒物又は劇物販売業者等からの現に所有する特定毒物の品名等の届出の受理			○	保健所長
	11 同法第22条第1項から第3項までの規定による業務上シアン化ナトリウム等を取り扱う者の氏名等の届出の受理			○	保健所長
三十一 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第11条、第13条、第16条、第18条、第22条、第24条又は第28条の規定による特定毒物の使用者又は実施の指導者の指定		○		
	2 同令第30条第2号イの規定による燻蒸作業の場所の指定		○		
三十二 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による毒物劇物取扱責任者を置いた場合又は変更した場合のその者の履歴書等の届出の受理			○	保健所長
	2 同令第16条の規定による毒物若しくは劇物の販売業者の登録票の受理又は業務停止の期間満了後の登録票の交付			○	保健所長
三十三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許		○		
	2 同法第4条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の交付		○		
	3 同法第9条第2項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の書換交付		○		
	4 同法第10条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許証の再交付		○		
	5 同法第29条の規定による麻薬の廃棄の許可		○		
	6 同法第35条第3項の規定による麻薬卸売業者等が所有し又は管理する麻薬について生じた事故の状況の厚生大臣への報告		○		
	7 同法第46条第2項の規定による麻薬卸売業者が期初に所有した麻薬の品		○		

	名等の厚生大臣への報告						
	8 同法第50条第1項の規定による向精神薬卸売業者等の免許			○			
	9 同法第50条の4において準用する同法第4条第1項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の交付			○			
	10 同法第50条の4において準用する同法第9条第2項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の書換交付			○			
	11 同法第50条の4において準用する同法第10条第1項の規定による向精神薬卸売業者等の免許証の再交付			○			
	12 同法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録			○			
	13 同法第50条の7において準用する同法第4条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の交付			○			
	14 同法第50条の7において準用する同法第9条第2項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の書換交付			○			
	15 同法第50条の7において準用する同法第10条第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付			○			
	16 同法第50条の22第2項の規定による向精神薬卸売業者等が所有する向精神薬について生じた事故の状況の厚生大臣への報告			○			
	17 同法第50条の24第3項の規定による向精神薬試験研究施設設置者が前年中に輸入した向精神薬の品名等の厚生大臣への報告			○			
	18 同法第50条の26第4項の規定による薬局開設者等から別段の申出があった旨等の公示			○			
	19 同法第50条の38第1項の規定による麻薬卸売業者等からの報告の徴収及び麻薬業務所等への立入検査、関係者への質問又は麻薬等の取去の実施			○			
	20 同法第50条の39の規定による向精神薬の保管方法の変更等の命令			○			
	21 同法第50条の40の規定による向精神薬営業所の構造設備の改善の命令及び当該営業所の使用の禁止の決定			○			
	22 同法第50条の41の規定による向精神薬取扱責任者の変更の命令			○			
	23 同法第51条第1項の規定による麻薬卸売業者等の免許の取消し及び麻薬に関する業務又は研究の停止の命令			○			
	24 同法第51条第2項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の取消し及び向精神薬に関する業務の停止の命令			○			
	25 同法第51条第3項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消し			○			
	26 同法第58条の2第2項の規定による麻薬中毒者であると医師に診断された者の氏名等の厚生大臣への報告			○			
	27 同法第58条の6第1項、第4項及び第8項の規定による麻薬中毒者等の診察の命令、当該診察に立ち会う職員の決定及び麻薬中毒者の厚生大臣への報告			○			
	28 同法第58条の8第1項及び第6項の規定による麻薬中毒者の入院の決定及び措置入院者の退院又は入院期間の決定の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知			○			
	29 同法第58条の9第2項において準用する同法第58条の8第6項の規定による措置入院者の入院期間の延長の麻薬中毒者医療施設の管理者等への通知			○			
	30 同法第58条の11の規定による措置入院者の所持品の保管の実施			○			
	31 同法第58条の12第1項本文の規定による措置入院者の退院の決定			○			
	32 同法第58条の15の規定による麻薬中毒者医療施設の行った医療についての審査等の事務の委託			○			
	33 同法第58条の16の規定による麻薬中毒者医療施設の管理者への報告の請求及び診療録等の実地検査の実施並びに麻薬中毒者医療施設に対する診療報酬の支払の一時差止めの命令及び一時差止め			○			
三十四 あへん法 (昭和29年法律第71号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第44条第1項の規定によるけし栽培者等からの報告の徴収及びけし栽培地等への立入検査、関係者への質問又はあへん等の取去の実施			○			
三十五 大麻取締法 (昭和23年法律第124号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による大麻取扱者の免許			○			
	2 同法第7条第1項の規定による大麻取扱者名簿の登録及び大麻取扱者免許証の交付			○			
	3 同法第10条第3項の規定による大麻取扱者名簿の登録の抹消及び同条第6項に規定する免許証の再交付			○			
	4 同法第14条ただし書の規定による大麻の栽培地外への持出の許可			○			
	5 同法第18条の規定による大麻取扱者免許の取消し			○			

	6 同法第21条第1項の規定による栽培地等への立入検査又は大麻の収去の実施			○			
三十六 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定			○			
	2 同法第8条第1項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の取消し及び覚せい剤研究者の研究の停止の命令			○			
	3 同法第9条第1項の規定による覚せい剤製造業者の覚せい剤製造の業務の廃止等の届出の受理及びこれに係る書類の厚生大臣への送付			○			
	4 同法第10条の規定による覚せい剤製造業者の指定証の受理及びこれの厚生大臣への送付並びに覚せい剤施用機関等の指定証の受理			○			
	5 同法第11条の規定による覚せい剤製造業者の指定証の再交付の申請書又は旧指定証の受理及びこれらの厚生大臣への送付並びに覚せい剤施用機関の開設者等の指定証の再交付及び旧指定証の受理			○			
	6 同法第12条の規定による覚せい剤製造業者の氏名等の変更の届出に係る書類の受理及びこれの厚生大臣への送付並びに覚せい剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理並びに指定証の訂正及び返還			○			
	7 同法第24条の規定による覚せい剤製造業者等からの現に所有する覚せい剤の品名等の届出又は覚せい剤を譲り渡した者からの譲り渡した覚せい剤の品名等の届出の受理及びこれらの厚生大臣への報告			○			
	8 同法第31条の規定による覚せい剤施用機関の開設者等からの報告の徴収			○			
	9 同法第32条の規定による覚せい剤施用機関である病院等への立入り及び帳簿等の検査、覚せい剤等の収去又は覚せい剤施用機関の開設者等に対する質問の実施					○ 保健所長	
	10 同法第35条第2項の規定による覚せい剤施用機関の指定			○			
	11 同法第36条の規定による国が開設する覚せい剤施用機関の管理者からの病院の廃止の届出等に係る書類又は覚せい剤の譲渡若しくは処分報告に係る書類の受理及びこれらの厚生大臣への送付			○			
三十七 採血及び供血あつせん業取締法(昭和31年法律第160号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第1項の規定による業として有料で人の血液の提供のあつせんをすることの許可			○			
	2 同法第7条の規定によるあつせん手数料の基準の決定			○			
	3 同法第11条第2項の規定による供血あつせん業者の許可の取消し又はその業務の停止の命令			○			
	4 同法第12条の規定による業として人体から採血することの許可を受けた者等からの報告の徴収又は採血を行う場所等への立入り及び帳簿等の検査若しくは関係者への質問の実施					○ 保健所長	
三十八 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第18条の規定による柔道整復師に対する業務に関する指示					○ 保健所長	
	2 同法第19条の規定による施術所の開設の場所等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理					○ 保健所長	
	3 同法第21条第1項の規定による施術所の開設者等に対する報告の要求又は施術所への立入検査					○ 保健所長	
	4 同法第22条の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは措置の命令					○ 保健所長	
三十九 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第19条第1項の規定による死体の保存の許可					○ 保健所長	
四十 有害物質を含む家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による家庭用品の回収を図ることその他措置を採るべきことの命令			○			
	2 同法第7条の規定による報告の徴収又は事務所等への立入検査若しくは家庭用品の収去					○ 保健所長	
健康対策	一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第19条の8の規定による県が設置する精神病院に代わる施設の指定			○		
		2 同法第19条の4第2項の規定による指定医の職務の指定 (一) 同項第一号に掲げるものに係るもの (二) (一)以外のもの				○ 保健所長	
		3 同法第19条の9の規定による指定病院の指定の取消し			○		
		4 同法第27条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による申請等のあった者についての診察の実施の命令					○ 保健所長
		5 同法第27条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定					○ 保健所長

	による申請等のない場合における診察の実施の命令							
	6 第27条第3項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による診察の立会いの命令						○	保健所長
	7 同法第28条の規定による診察の通知						○	保健所長
	8 同法第29条第1項の規定による精神障害者の入院の措置					○		
	9 同法第29条の2第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による精神障害者等の精神病院等への入院の措置						○	保健所長
	10 同法第29条の4第1項の規定による措置入院者の入院の措置の解除に係る精神病院等の管理者の意見の聴取及びその解除					○		
	11 同法第29条の7(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による精神病院等が行った医療についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託					○		
	12 同法第31条の規定による入院に要する費用の徴収						○	保健所長
	13 同法第32条第1項の規定による病院等へ入院しないで行われる精神障害の医療に必要な費用の負担					○		
	14 同法第32条の2第3項の規定による病院等へ入院しないで行われる精神障害の医療に必要な費用の請求についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託					○		
	15 同法第33条第4項の規定による医療保護入院措置に係る届出(同条第2項の規定による措置に係るものに限る。)の受理						○	保健所長
	16 同法第33条の2の規定による医療保護入院者を退院させた旨等の届出の受理						○	保健所長
	17 同法第33条の4第1項及び第3項の規定による応急入院のための精神病院の指定及びその取消し					○		
	18 同法第33条の4第2項の規定による応急入院措置に係る届出の受理						○	保健所長
	19 同法第34条の2において準用する同法第33条第4項の規定による仮入院措置に係る届出の受理						○	保健所長
	20 同法第38条の3第4項の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させることの命令					○		
	21 同法第38条の5第5項又は第38条の7の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させること又はその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることの命令					○		
	22 同法第38条の6第1項又は第2項の規定による精神病院の管理者等に対する入院中の者の症状等に関する報告の請求及び帳簿書類の提出等の命令並びに精神病院への立入検査等又は立入診察の実施					○		
	23 同法第40条(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の仮退院の許可						○	保健所長
	24 同法第45条第2項の規定による精神障害者手帳の交付					○		
	25 同法第45条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による精神障害の状態にないと認めた旨の通知					○		
	26 同法第45条第5項の規定による精神障害の状態にあることの認定					○		
	27 同法第48条第2項の規定による精神保健福祉相談員の任命					○		
二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第10条第3項の規定による費用の負担の決定及び患者票の交付並びに費用を負担しない旨の通知					○		
三 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則(平成3年9月鳥取県規則第49号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務						○	精神保健福祉センター所長
四 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条の規定による妊産婦等に対する保健指導又は保健指導を受けることの勧奨						○	保健所長
	2 同法第11条の規定による新生児の保護者の訪問及びその指導の実施						○	保健所長
	3 同法第12条の規定による満3歳を超え満4歳に達しない幼児の健康診査(一)健康診査の実施						○	保健所長
	(二)健康診査の委託					○		
	4 同法第13条の規定による妊産婦等に対する健康診査					○		

	(一)健康診査の実施				○	保健所長
	(二)健康診査の委託		○			
	5 同法第13条の規定による妊産婦等に対する健康診査を受けることの勧奨				○	保健所長
	6 同法第15条第2項の規定による妊婦の報告の受理				○	保健所長
	7 同法第17条の規定による妊産婦の訪問及びその指導の実施				○	保健所長
	8 同法第18条の規定による2,500グラム以下の乳児の出生の届出の受理				○	保健所長
	9 同法第19条の規定による未熟児の保護者訪問及びその指導の実施				○	保健所長
	10 同法第20条第1項の規定による養育医療の給付及び養育医療に要する費用の支給		○			
	11 同法第20条第5項の規定による養育医療を担当させる機関の指定		○			
	12 同法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定			○		
	13 同法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託			○		
	14 同法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の4第1項の規定による指定養育医療機関の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査			○		
	15 同法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め		○			
	16 同法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の9第7項の規定による指定養育医療機関の指定の取消し		○			
	17 同法第21条第3項ただし書の規定による養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定			○		
五 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第20条第1項の規定による育成医療の給付及び育成医療に要する費用の支給			○		
	2 同法第21条の3第1項(同法第21条の9第9項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定			○		
	3 同法第21条の3第4項(同法第21条の9第9項において準用する場合を含む。)の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託			○		
	4 同法第21条の4第1項(同法第21条の9第9項において準用する場合を含む。)の規定による指定育成医療機関の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査			○		
	5 同法第21条の4第2項(同法第21条の9第9項において準用する場合を含む。)の規定による診療報酬の支払の一時差止め		○			
	6 同法第21条の9第1項の規定による療育の給付			○		
	7 同法第56条第2項の規定による育成医療の給付等に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定			○		
	8 同法第56条第5項の規定による指定育成医療機関に支払わなかった額の徴収				○	保健所長
六 鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条第1項の規定による医療給付等の措置(育成医療の給付に限る。)に要する費用を支払うべき旨の命令			○		
七 調理師法(昭和33年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による調理師の免許			○		
	2 同法第3条の2第1項の規定による調理師試験の実施			○		
	3 同法第5条第3項の規定による調理師免許証の交付			○		
	4 同法第6条の規定による調理師の免許の取消し			○		
八 調理師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第11条第1項の規定による調理師の名簿の訂正			○		
	2 同令第12条第2項の規定による調理師の名簿の登録の消除			○		
	3 同令第13条第1項の規定による調理師免許証の書換交付			○		
	4 同令第14条第1項の規定による調理師免許証の再交付			○		
九 優生保護法(昭和23年法律第156号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条の規定による受胎調節の実地指導を行う者の指定及びその指定を受ける助産婦等に係る講習の認定			○		
	2 同法第39条第2項の規定による受胎調節の実地指導を行う者の指定の取消し			○		
十 優生保護法施行令(昭和24年政令第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第7条の規定による講習の認定の取消し			○		
十一 優生保護法	1 同令第15条第4項の規定による受胎調節の実地指導を行う者の指定の取			○		

行規則（昭和27年厚生省令第32号）に基づく知事の権限に属する事務	消し							
十二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による被爆者健康手帳の交付		○					
	2 同法第7条の規定による被爆者の健康診断の実施					○		保健所長
	3 同法第19条第1項及び第3項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の取消し		○					
	4 同法第24条第2項の規定による医療特別手当の支給要件に該当することの認定		○					
	5 同法第25条第2項の規定による特別手当の支給要件に該当することの認定		○					
	6 同法第26条第2項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給要件に該当することの認定		○					
	7 同法第27条第2項及び第3項の規定による健康管理手当の支給要件に該当することの認定及び疾病が継続すると認められる期間の決定		○					
	8 同法第28条第2項又は第3項ただし書の規定による保健手当の支給要件に該当することの認定		○					
	9 同法第30条第2項の規定による医療特別手当の支払の一時差止め		○					
	10 同法第31条の規定による介護手当の支給の決定		○					
	11 同法第32条の規定による葬祭料の支給の決定		○					
	12 同法第47条の規定による不正利得の徴収		○					
十三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第1項及び第2項の規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地の都道府県知事への通知		○					
	2 同令第4条の規定による被爆者健康手帳の再交付				○			保健所長
十四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条（同令附則第5条において準用する場合を含む。）の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理並びに被爆者健康手帳の訂正及び返還					○		保健所長
	2 同令第7条第1項の規定による被爆者健康手帳の更新			○				
	3 同令第7条第2項（同令附則第5条において準用する場合を含む。）の規定による更新のため提出される被爆者健康手帳の受理						○	保健所長
	4 同令第8条（同令附則第5条において準用する場合を含む。）の規定による死亡により返還される被爆者健康手帳の受理						○	保健所長
	5 同令第22条第4項の規定による負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するかどうかについての厚生大臣の意見聴取			○				
	6 同令第34条（同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による受給権者の氏名変更の届出の受理						○	保健所長
	7 同令第35条第1項（同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による居住地変更の届出の受理（県内において居住地を変更した受給権者が提出する場合に限る。）						○	保健所長
	8 同令第35条第1項及び第2項（同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による居住地変更の届出の受理（県外から転入してきた受給権者が提出する場合に限る。）及び従前の居住地の都道府県知事への通知			○				
	9 同令第36条（同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による証書の訂正及び返付						○	保健所長
	10 同令第36条（同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による証書の作成及び交付					○		保健所長
	11 同令第37条及び第38条（同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による証書の再交付					○		保健所長
	12 同令第40条第1項及び第2項（同令第46条、第54条又は第63条において準用する場合を含む。）の規定による受給権者に対する失権の通知及び証書の返納の命令			○				
	13 同令第41条（同令第46条、第50条、第54条、第63条及び第70条において準用する場合を含む。）の規定による受給権者の死亡の届出の受理						○	保健所長
	14 同令第57条及び第58条の規定による保健手当受給権者に対する通知及び命令並びに保健手当証書の返付及び交付			○				
	15 同令第66条の規定による介護手当継続支給対象者の氏名変更の届出の受理						○	保健所長

	16	同令第67条第1項の規定による居住地変更の届出の受理（県外から転入してきた介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。）及び従前の居住地の都道府県知事への通知			○		
	17	同令第67条第1項の規定による居住地変更の届出の受理（県内において居住地を変更した介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。）				○	保健所長
	18	同令附則第2条第4項の規定による健康診断受診者証の交付			○		
	19	同令附則第4条第1項及び第2項の規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地の都道府県知事への通知			○		
	20	同令附則第5条において準用する同令第6条第1項の規定による健康診断受診者証の再交付				○	保健所長
十五 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成元年法律第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条の規定による医師の健康診断受診の勧告又は命令			○		
	2	同法第9条の規定による感染者等に対する必要な指示			○		
	3	同法第10条の規定による感染者等への質問			○		
十六 結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条の規定による定期外の健康診断の施行				○	保健所長
	2	同法第11条（同法第20条において準用する場合を含む。）の規定による健康診断実施者からの健康診断の受診者の数等の通報又は報告の受理				○	保健所長
	3	同法第14条の規定によるツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種の施行				○	保健所長
	4	同法第28条第1項及び第3項の規定による結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者の接客業等の業務への従事の禁止及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の適用を受ける者に対して当該処分を行う場合の鳥取労働基準局長との協議				○	保健所長
	5	同法第29条第1項の規定による患者又はその保護者に対する結核診療所（結核患者を収容する施設を有する病院を含む。）への入所の命令又は入所させることの命令				○	保健所長
	6	同法第30条の規定による患者等に対する家屋の消毒等の措置の命令又はこれらの措置の実施				○	保健所長
	7	同法第31条第1項の規定による結核患者の使用等に係る物件で結核菌に汚染したもの等の所有者に対するその物件の授与の制限等の命令又はその物件の消毒、廃棄等の実施				○	保健所長
	8	同法第31条第4項の規定による結核患者の使用等に係る衣類等の授与等の制限等によって生じた損失補償額の決定及び請求者に対する通知			○		
	9	同法第32条第1項の規定による結核患者のいる場所等への立入り及び関係者への質問又は調査の実施				○	保健所長
	10	同法第34条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担			○		
	11	同法第34条第1項の規定による結核患者からの医療費の負担の申請の受理				○	保健所長
	12	同法第35条の規定による接客業等への従業を禁止した者等の診療等に要する費用の負担			○		
	13	同法第35条第1項の規定による接客業等への従業を禁止した者等からの医療費等の負担の申請の受理				○	保健所長
	14	同法第36条第1項及び第5項の規定による指定医療機関の指定及びその取消し			○		
	15	同法第38条第3項及び第6項の規定による指定医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定並びに指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託			○		
	16	同法第41条第1項の規定による接客業等への従業を禁止した者等が指定医療機関以外の者から医療を受けた場合のこれに要した費用等の支給			○		
	17	同法第41条第1項の規定による接客業等への従業を禁止した者等からの指定医療機関以外の者から医療を受けた場合のその医療費等の支給の申請の受理				○	保健所長
	18	同法第42条第1項及び第2項の規定による指定医療機関の管理者への報告の請求及び指定医療機関の実地検査の実施並びに指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差止めの命令及び差止め			○		
	19	同法第48条の規定による結核診査協議会の監督			○		
	20	同法第56条の規定による市町村の支弁すべき費用等の補助			○		
	21	同法第65条の規定による健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種の実施及びその費用の徴収			○		
	22	同法第66条第4項の規定による労働安全衛生法の適用を受ける者等を対					○

	象として健康診断等を行うに当たっての鳥取労働基準局長等との協議									
十七 結核予防法施行規則(昭和26年厚生省令第26号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第23条第3項、第5項又は第6項の規定による患者票の交付、医療を受ける病院等の変更の届出の受理又は患者票の返納の受理							○	保健所長	
	2 同令第24条の規定による患者等の費用負担能力を認定するための書類の受理							○	保健所長	
	3 同令第24条第3項において準用する同令第23条第3項、第5項又は第6項の規定による患者票の交付、医療を受ける病院等の変更の届出の受理又は患者票の返納の受理							○	保健所長	
十八 伝染病予防法(明治30年法律第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条ノ3の規定による伝染病の病原体保有者等のその病原体の有無に関する検査							○	保健所長	
	2 同法第15条の規定による伝染病予防委員を置くことの指示							○	保健所長	
	3 同法第16条の規定による清潔方法及び消毒方法の施行の指示						○			
	4 同法第16条ノ2第2項又は第3項の規定による市町村が行う鼠族、昆虫等の駆除に関する計画の樹立等の措置の実施又は伝染病が流行し、若しくは流行するおそれのある地域の指定及び鼠族、昆虫等の駆除等の実施の指示								○	保健所長
	5 同法第16条ノ2第3項の規定による鼠族等の駆除又はこれに関する施設の実施命令						○			
	6 同法第17条の規定による伝染病院等の設置の指示						○			
	7 同法第17条ノ2の規定による家用水の供給の指示						○			
	8 同法第18条第1項から第3項までの規定による検疫の実施、病毒感染の疑いのある者の停留又は吏員等の船舶等への乗込みの命令及び検疫において発見した患者等の伝染病院等への収容又は治療の命令						○			
	9 同法第18条第4項において準用する同条第2項又は第3項の規定による病毒感染の疑いのある者の停留又は吏員等の船舶等への乗込みの命令及び患者等の伝染病院等への収容又は治療の命令							○		
	10 同法第19条の規定による伝染病予防上必要な措置 (一) 同条第1項第2号又は第6号から第8号までの規定に係るもの (二) (一)以外のもの						○		○	保健所長
	11 同法第19条ノ2の規定による伝染病に汚染した建物の処分及びその処分に必要な土地の使用						○			
	12 同法第20条の規定により諸官庁等に伝染病が発生した場合等における首長の求めに応じての協議						○			
	13 同法第27条の規定による市町村等で施すべき事項の施為及びその費用の市町村等からの徴収						○			
十九 伝染病予防法施行令(昭和25年政令第120号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の規定による伝染病が流行するおそれがある旨の厚生大臣への報告及び交通の密接な地域の都道府県知事等への通知						○			
	2 同令第10条の規定による検疫を施行する場合の検疫すべき伝染病等の公示及び交通の密接な地域の都道府県知事等への通知						○			
二十 伝染病予防法施行規則(大正11年内務省令第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第7条の規定による伝染病の擬似症に対する伝染病予防法の適用の報告						○			
	2 同令第31条第2項の規定による赤痢等の患者に対する菓子等の製造等の業務に従事することの許可							○	保健所長	
	3 同令第36条に規定する検疫委員の職務章程の制定							○		
二十一 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による臨時の予防接種の施行及びその施行の命令						○			
二十二 性病予防法(昭和23年法律第167号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による患者に関する届出の受理							○	保健所長	
	2 同法第7条の規定による患者が性病の治療に関する必要な事項等の指示に従わない旨等の届出の受理							○	保健所長	
	3 同法第8条及び第9条の規定による検査及び健康診断のうち梅毒血清反応検査に係る費用の支払							○	保健所長	
	4 同法第10条の規定による医師の健康診断を受くべきことの命令							○	保健所長	
	5 同法第11条の規定による医師の健康診断を受くべきことの命令又は健康診断の実施							○	保健所長	
	6 同法第12条の規定による性病にかかっていると認めるに足りる正当な理由のある者に対する健康診断を受けることの命令及び健康診断の実施						○			
	7 同法第14条の規定による患者等に対する性病の治療に関し現に講じている措置についての報告の要求							○	保健所長	

	8 同法第15条第1項の規定による患者又はその保護者に対する医師の治療を受くべきことの命令又は受けさせることの命令					○	保健所長
	9 同法第15条第2項及び第3項の規定による患者又はその保護者に対する入院又は入所の命令及びその場合の治療費等の負担			○			
	10 同法第16条第2項の規定による県が設置する性病の診察を行う病院等の代用			○			
	11 同法第17条第1号及び第2号の規定による費用の支払					○	保健所長
	12 同法第21条第1項第1号に規定する性病にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等の健康診断に要する費用の徴収			○			
	13 同法第22条の規定による患者等の住所等への立入り及び調査又は質問の実施					○	保健所長
	14 同法第25条第1項の規定による同法第12条の規定による処分を受ける者に対する当該処分の取消しの訴えを提起することができる旨の告示			○			
	15 同法第25条第1項の規定による健康診断を受くべきことの命令等の処分の取消しの訴えを提起することができる旨の告知（同法第12条の規定による処分を受ける者に対する告知を除く。）					○	保健所長
二十三	らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条の規定による親族の援護			○		
		2 同法第8条の規定による費用の徴収			○		
二十四	らい予防法の廃止に関する法律第6条に規定する援護に関する政令（平成8年政令第94号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条第2項、第6項、第7項又は第10項の規定による援護の要否等の決定、被援護者の生活状態の調査、援護の変更の決定、援護の停止若しくは廃止の決定又は要援護者の居住の場所への立入調査の実施			○		
		2 同令第2条第9項の規定による被援護者に対する指導及び指示			○		
		3 同令第3条の規定による費用の徴収			○		
二十五	栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条の規定による栄養士の免許			○		
		2 同法第5条の規定による栄養士免許の取消し			○		
		3 同法第5条の規定による栄養士等の名称の使用の停止			○		
二十六	栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条の規定による栄養士免許証の訂正交付及び再交付			○		
二十七	栄養改善法（昭和27年法律第248号）に基づく事務	1 同法第11条第1項の規定による集団給食施設の管理者に対する報告の請求又は特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設についての栄養改善の見地からの指導の実施				○	保健所長
		2 同法第16条第1項の規定による特殊栄養食品の製造施設等への立入り及び販売の用に供する特殊栄養食品の検査又は収去の実施				○	保健所長
二十八	老人保健法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第50条の規定による市町村が支弁する医療以外の保健事業に要する費用の負担			○		
		2 同法第51条第2項の規定により他の都道府県から徴収嘱託を受けた費用の徴収			○		
保険課	一 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第2項の規定による金銭以外の報酬の価額の決定			○		
		2 同法第9条第1項の規定による事業主に対する物件の提出等の命令又は関係者に対する質問若しくは事業所の物件の検査の実施				○	社会保険事務所長
		3 同法第43条ノ3第1項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定			○		
		4 同法第43条ノ5第1項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録			○		
		5 同法第43条ノ7（同法第59条ノ2第7項において準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の療養の給付又は保険医若しくは保険薬剤師の診察若しくは調剤に関する指導			○		
		6 同法第43条ノ10第1項（同法第59条ノ2第7項において準用する場合を含む。）の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令若しくは保険医療機関の開設者等に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは検査の実施			○		
		7 同法第65条第1項の規定による被保険者等に対する物件の提出等の命令又は質問若しくは診断の実施					○

	8 同法第69条ノ5第2項の規定による通貨以外の貨金の価額の決定		○		
二 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第1条の2の規定により知事の権限に属するものとされた健康保険法に基づく事務	1 同法第14条第1項の規定による事業所に使用されている者を包括して健康保険の被保険者とする事の認可				○ 社会保険事務所長
	2 同法第19条第1項の規定による被保険者の資格を喪失させる事の認可				○ 社会保険事務所長
	3 同法第36条の規定による健康保険組合の規約の変更の認可		○		
	4 同法第37条の規定による健康保険組合に対する事実に関する報告の徴収、事業等の状況の検査、規約の変更の命令等の監督上必要な処分		○		
	5 同法第37条ノ2の規定による健康保険組合に対する事業をなすことの命令又はこれに必要な費用の支出の命令		○		
	6 同法第38条第1項の規定による健康保険組合の役員欠等の場合の職務の執行の実施		○		
	7 同法第43条ノ9第3項の規定による健康保険組合が保険医療機関又は保険薬局と療養の給付に関し請求することができる費用の額についての別段の定めをなす契約の締結の認可		○		
	8 同法第69条ノ8の規定による日雇特例被保険者とならないことの承認				○ 社会保険事務所長
	9 同法第71条ノ4第3項の規定による保険料率の認可		○		
三 健康保険法施行令第2条の規定により知事が行うものとされた健康保険法に基づく事務	1 同法第23条の規定による被保険者等の疾病の療養等のため必要な事業の実施又は必要な費用の支出		○		
	2 被保険者の資格の取得及び喪失その他被保険者の資格に関する事務				○ 社会保険事務所長
	3 標準報酬の決定及び改定その他標準報酬に関する事務				○ 社会保険事務所長
	4 被保険者証の作成及び交付その他被保険者証に関する事務				○ 社会保険事務所長
	5 日雇特例被保険者手帳の交付及び收受その他日雇特例被保険者手帳に関する事務				○ 社会保険事務所長
	6 受給資格者票の発行及び受給資格者票への確認の表示その他受給資格者票に関する事務				○ 社会保険事務所長
	7 特別療養費受給票の交付その他特別療養費受給票に関する事務				○ 社会保険事務所長
	8 同法第79条ノ7第1項の規定による報告の受理に関する事務				○ 社会保険事務所長
	9 保険給付の決定、給付額の算定その他保険給付に関する事務				○ 社会保険事務所長
四 健康保険法施行令第73条の規定により知事の権限に属するものとされた同令に基づく事務	1 同令第45条第1項の規定による組合の予算の認可又はその更生若しくは追加の認可		○		
	2 同令第49条の規定による組合の保険料率の変更の認可		○		
	3 同令第55条の規定による組合の重要財産の処分の認可		○		
五 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第94条の規定による健康保険印紙購入通帳の交付若しくは再交付又は返納される健康保険印紙購入通帳の受理				○ 社会保険事務所長
	2 同令第95条第3項の規定による健康保険印紙の買戻しを請求することができる事由に該当することについての確認				○ 社会保険事務所長
	3 同令第96条第1項の規定による消印する場合に使用する印章の印影の届出の受理				○ 社会保険事務所長
六 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による保険医登録票又は保険薬剤師登録票の交付		○		
	2 同令第6条の規定による保険医登録票又は保険薬剤師登録票の再交付又は書換交付		○		
	3 同令第7条の規定による保険医又は保険薬剤師に関する名簿の記載事項の変更後の管轄都道府県知事への通知、名簿への所掌事項の記録をした旨の変更前の管轄都道府県知事への通知、名簿の記載の削除又は保険医又は保険薬剤師への登録票の書換交付		○		
七 社会保険診療報酬支払基金法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第14条第3項の規定による審査委員会の委員の推薦		○		
	2 同法第14条の3第1項の規定による審査委員会が行う診療担当者に対する出頭の要求等の承認		○		
	3 同法第14条の4の規定による基金が診療担当者に対して行う診療報酬の支払の一時差止めの承認		○		
八 社会保険診療報酬支払基金法第20条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた場合における同法に基づく事務	1 同法第20条第1項の規定による基金の従たる事務所等の役員に対する基金の業務等の報告の請求又は基金の業務等の状況等の検査の実施		○		

九 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第2項の規定による適用事業所とすることの認可					○	社会保険事務所長
	2 同法第8条第1項の規定による適用事業所でなくすることの認可					○	社会保険事務所長
	3 同法第10条第1項の規定による厚生年金保険の被保険者となることの認可					○	社会保険事務所長
	4 同法第11条の規定による被保険者の資格を喪失することの認可					○	社会保険事務所長
	5 同法第15条第1項又は第2項の規定による被保険者となる旨の申出の受理					○	社会保険事務所長
	6 同法第16条の規定による被保険者の資格を喪失する旨の申出の受理					○	社会保険事務所長
	7 同法第21条の規定による標準報酬の決定					○	社会保険事務所長
	8 同法第22条の規定による標準報酬の決定					○	社会保険事務所長
	9 同法第23条の規定による標準報酬の改定					○	社会保険事務所長
	10 同法第24条の規定による標準月額額の算定					○	社会保険事務所長
	11 同法第25条の規定による通貨以外の報酬の価額決定				○		
	12 同法第27条の規定による被保険者の資格の取得及び喪失等に関する事項の届出の受理					○	社会保険事務所長
	13 同法第29条第1項又は第3項の規定による厚生年金保険の被保険者となることの認可等を行った旨の通知又は被保険者の資格を喪失することの認可の通知をすることができない旨の届出の受理					○	社会保険事務所長
	14 同法第30条の規定による被保険者の資格の取得及び喪失等に関する事項の届出に係る事実がない旨の通知					○	社会保険事務所長
	15 同法第31条の規定による確認の請求の却下					○	社会保険事務所長
	16 同法第98条の規定による事業主等からの厚生省令で定める事項等の届出の受理					○	社会保険事務所長
	17 同法第100条第1項の規定による物件の提出の命令又は事業所への立入り及び関係者への質問若しくは物件の検査					○	社会保険事務所長
十 厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)第1条の規定により知事の権限に属するものとされた厚生年金保険法に基づく事務	1 同令第33条に規定する保険給付を受ける権利の裁定					○	社会保険事務所長
十一 厚生年金基金令(昭和41年政令第324号)第56条の規定により知事の権限に属するものとされた厚生年金保険法に基づく事務	1 すべての事務					○	
十二 船員保険法 (昭和14年法律第73号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第2項の規定による金銭以外の報酬の価額の決定				○		
	2 同法第4条第2項の規定による標準報酬の決定					○	社会保険事務所長
	3 同法第19条ノ2の規定による被保険者の資格の取得等の確認					○	社会保険事務所長
	4 同法第21条ノ2の規定による船舶所有者からの被保険者の資格の取得等の届出の受理					○	社会保険事務所長
	5 同法第21条ノ3の規定による被保険者の資格の取得等の確認等を行った旨の船舶所有者への通知又は被保険者の所在が不明のためその通知を受けた旨を被保険者に通知できない旨の船舶所有者からの届出の受理					○	社会保険事務所長
	6 同法第21条ノ4第1項の規定による被保険者の資格の取得等に関する事務に届出に係る事実がないと認めた旨の船舶所有者への通知					○	社会保険事務所長
	7 同法第28条ノ5において準用する健康保険法第43条ノ7の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の療養の給付又は保険医若しくは保険薬剤師の診療若しくは調剤に関する指導				○		
	8 同法第28条ノ5において準用する健康保険法第43条ノ10の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令若しくは保険医療機関等の開設に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは検査の実施				○		
	9 同法第29条ノ2の規定による療養費の支給				○		
	10 同法第29条ノ3の規定による療養費の額の決定				○		
十三 船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)第1条の規定により知事	1 同法第29条ノ2ノ2の規定による高額療養費の支給の決定及びその額の算定					○	社会保険事務所長
	2 同法第30条の規定による傷病手当金の支給の決定及びその額の算定					○	社会保険事務所長
	3 同法第31条ノ2第1項から第3項までの規定による家族療養費の支給の					○	社会保険事務所長

<p>が行うものとされた船員保険法に基づく事務</p>	<p>決定及びその額の算定</p>									
	<p>4 同法第31条ノ3の規定による家族高額療養費の支給の決定及びその額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>5 同法第32条の規定による分娩費又は出産手当金の支給の決定及びその額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>6 同法第32条ノ2の規定による育児手当金の支給の決定及びその額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>7 同法第33条の規定による配偶者分娩費又は育児手当金の支給の決定及びその額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>8 同法第33条ノ15の規定による技能習得に要する費用又は寄宿に要する費用の支給の決定及びその額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>9 同法第49条ノ2の規定による行方不明手当金の支給の決定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>10 同法第49条ノ3の規定による行方不明手当金の額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>11 同法第50条ノ9の規定による葬祭料の支給の決定及びその額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>12 同法第50条ノ10の規定による家族葬祭料の支給の決定及びその額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>13 同法第51条(同法第56条ノ2において準用する場合を含む。)の規定による被保険者等が故意に事故を生じさせたときの療養の給付等をしないことの決定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>14 同法第52条(同法第56条ノ2において準用する場合を含む。)の規定による被保険者等が故意の犯罪行為等により事故を生じさせたときの療養の給付等をしないことの決定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>15 同法第54条の規定による故意に療養に関する指揮に従わなかった者に対する傷病手当金の支給をしないことの決定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>16 同法第56条第2項(同法第56条ノ2において準用する場合を含む。)の規定による保険給付の支給をしないことの決定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>17 同法第57条ノ3第1項の規定による被保険者であった者又はその者により生計を維持している家族の移転に要する費用の支給の決定及びその額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>十四 船員保険法施行令第2条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた船員保険法に基づく事務</p>	<p>1 同法第4条ノ2第2項の規定による報酬月額の算定</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>
		<p>2 同法第8条の規定による戸籍事務を掌管する者等に対する被保険者等の戸籍に関する証明の請求</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>
<p>3 同法第9条第1項又は第3項の規定による被保険者を使用する船舶所有者に対する報告の請求、文書の提示の要求若しくは船員保険の施行についての事務の実施の要求又は被保険者等に対する船員保険の施行に関する報告等の請求若しくは文書の提示の要求若しくは出頭の命令</p>								○	<p>社会保険事務所長</p>	
<p>4 同法第9条ノ2第1項の規定による船舶所有者に対する被保険者の異動等に関する物件の提出等の命令又は関係者に対する質問若しくは船舶所有者の事務所等の検査の実施</p>								○	<p>社会保険事務所長</p>	
<p>5 同法第9条ノ3の規定による医師等に対するその行った診療等に関する報告若しくは物件の提示の命令若しくは質問の実施又は療養の給付等を受けた者等に対する診療等の内容に関する報告の命令若しくは質問の実施</p>							○			
<p>6 同法第20条第2項の規定による被保険者になろうとする申請で期限を経過したものの受理</p>								○	<p>社会保険事務所長</p>	
<p>7 同法第28条ノ4第3項(同法第31条ノ2第7項において準用する場合を含む。)の規定による保険医療機関又は保険薬局との療養の給付に関し請求することができる費用の額について別段の定めをなす契約の締結</p>						○				
<p>8 同法第55条の規定による傷病手当金等を支給しないことの決定</p>								○	<p>社会保険事務所長</p>	
<p>9 同法第56条第1項(同法第56条ノ2において準用する場合を含む。)の規定による保険給付を行うについての物件の提出等の命令又は質問若しくは診断の実施</p>								○	<p>社会保険事務所長</p>	
<p>十五 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同令第13条の規定による被保険者の氏名の変更についての届出の受理</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>2 同令第14条の規定による被保険者となろうとする者からの申請書の受理</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>3 同令第15条の規定による被保険者からの氏名又は住所を変更した場合の届出の受理</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>4 同令第16条の規定による被保険者の資格を喪失しようとする者からの申請書の受理</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>5 同令第17条の規定による船舶所有者がその氏名又は住所を変更した場合の届出の受理</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>6 同令第17条ノ2の規定による被保険者証の交付、被保険者証の記号番号を変更した旨の通知、被保険者証の記号番号等の変更による改訂のための被保険者証の受理及びその返付又は被保険者証の滅失若しくは毀損若しくは被保険者証に余白がなくなった場合の届出の受理</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	
	<p>7 同令第17条ノ4の規定による船舶所有者からその使用する被保険者が被</p>							○	<p>社会保険事務所長</p>	

		<p>12 同法第107条の規定による受給権者に対するその者の身分関係等に係る事項に関する物件の提出の命令若しくはこれらの事項に関する質問の実施又は障害基礎年金の受給権者等に対する医師等の診断を受けることの命令若しくはこれらの者の障害の状態の診断の実施</p> <p>(一) 同法第30条の4第1項に該当する者又は昭和60年改正法附則第25条の規定により国民年金法第30条の4第1項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和60年改正法附則第28条の規定により国民年金法第37条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和60年改正法附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○				○	社会保険事務所長
		<p>13 同法第108条の規定による受給権者等の資産等の状況等について郵便局等に対する書類の閲覧等の請求又は銀行等に対する報告の請求</p> <p>(一) 同法第30条の4第1項に該当する者又は昭和60年改正法附則第25条の規定により国民年金法第30条の4第1項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和60年改正法附則第28条の規定により国民年金法第37条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和60年改正法附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○				○	社会保険事務所長
		<p>14 同法附則第8条の規定による共済組合その他の給付に係る制度の管掌機関に対する資料の提出の要求</p> <p>(一) 同法第30条の4第1項に該当する者又は昭和60年改正法附則第25条の規定により国民年金法第30条の4第1項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和60年改正法附則第28条の規定により国民年金法第37条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和60年改正法附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○				○	社会保険事務所長
<p>二 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第1条の規定により知事の権限に属するものとされた国民年金法に基づく事務</p> <p>(1、4から6まで、8及び11から13まで)にあっては</p>		<p>1 同法第16条に規定する給付を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査</p> <p>2 同法第16条に規定する給付を受ける権利の裁定</p> <p>(一) 同法第30条の4第1項に該当する者又は昭和60年改正法附則第25条の規定により国民年金法第30条の4第1項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和60年改正法附則第28条の規定により国民年金法第37条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和60年改正法附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○				○	社会保険事務所長
		<p>3 同法第34条に規定する障害の程度の診査及び額の改定</p> <p>(一) 同法第30条の4第1項に該当する者又は昭和60年改正法附則第25条の規定により国民年金法第30条の4第1項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和60年改正法附則第28条の規定により国民年金法第37条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和60年改正法附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○				○	社会保険事務所長
		<p>4 障害基礎年金の額の改定の請求の受理</p> <p>5 遺族基礎年金の額の改定</p>					○	社会保険事務所長
		<p>6 同法第105条第3項及び第4項に規定する届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査</p> <p>7 年金の給付に関する証書の作成</p> <p>(一) 同法第30条の4第1項に該当する者又は昭和60年改正法附則第25条の規定により国民年金法第30条の4第1項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和60年改正法附則第28条の規定により国民年金法第37条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和60年改正法附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○				○	社会保険事務所長
		<p>8 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第9条の3の規定による老齢年金に関する証書の交付</p>					○	社会保険事務所長
		<p>9 旧法第16条に規定する給付を受ける権利の裁定</p> <p>(一) 同法第30条の4第1項に該当する者又は昭和60年改正法附則第25条の</p>	○					

		規定により国民年金法第30条の4第1項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和60年改正法附則第28条の規定により国民年金法第37条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和60年改正法附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るもの (二) (一)以外のもの					○	社会保険事務局長
	10	旧法第34条に規定する障害の程度の診査及び旧法による障害年金の額の改定 (一) 同法第30条の4第1項に該当する者又は昭和60年改正法附則第25条の規定により国民年金法第30条の4第1項に該当するとみなされる者に係る障害基礎年金、昭和60年改正法附則第28条の規定により国民年金法第37条に該当するとみなされる者に係る遺族基礎年金及び昭和60年改正法附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定による老齢福祉年金に係るもの (二) (一)以外のもの				○		社会保険事務局長
	11	国民年金に関する証書の作成(同法第15条に規定する給付に関する証書の作成を除く。)					○	社会保険事務局長
	12	旧法による福祉年金に関する証書の作成				○		
	13	旧法による老齢年金(老齢福祉年金(老齢特別給付金を含む。))を除く。及び通算老齢年金に関する証書の交付					○	社会保険事務局長
	三	国民年金基金令(平成2年政令第340号)第53条の規定により知事の権限に属するものとされた国民年金法に基づく事務				○		
	四	その他の事務						
		1 国民年金事務費交付金の交付申請書又は決算報告書の受理、審査及び進達				○		
		2 年金積立金還元融資申請書の受理及び審査(国民年金課の所掌事務に係るものに限る。)				○		
		3 年金積立金還元融資事業に係る諸報告(国民年金課の所掌事務に係るものに限る。) (一) 年金積立金還元融資事業の完了の報告に係るもの (二) (一)以外のもの				○	○	
		4 年金福祉事業団の借入申込みに関する厚生大臣への報告(国民年金課の所掌事務に係るものに限る。)				○		
環境政策課	一	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づく知事の権限に属する事務						
		1 同法第6条の規定によるばい煙発生施設の設置の届出の受理					○	保健所長
		2 同法第7条の規定によるばい煙発生施設となった際の届出の受理					○	保健所長
		3 同法第8条の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理					○	保健所長
		4 同法第9条の規定によるばい煙発生施設に関する計画の変更等の命令					○	保健所長
		5 同法第10条第2項(同法第18条の13において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置等の制限期間の短縮					○	保健所長
		6 同法第11条(同法第18条の13において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理					○	保健所長
		7 同法第12条第3項(同法第18条の13において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設に係る地位の承継の届出の受理					○	保健所長
		8 同法第14条第1項の規定によるばい煙発生施設の改善等の命令					○	保健所長
		9 同法第17条第2項の規定による事故の拡大等の防止のため必要な措置を採るべきことの命令				○		
		10 同法第18条第1項又は第3項の規定による一般粉じん発生施設の設置又は構造等の変更の届出の受理					○	保健所長
		11 同法第18条の2第1項の規定による一般粉じん発生施設となった際の届出の受理					○	保健所長
		12 同法第18条の4の規定による一般粉じん発生施設についての基準に従うべきこと等の命令					○	保健所長
		13 同法第18条の6第1項又は第3項の規定による特定粉じん発生施設の設置又は構造等の変更の届出の受理					○	保健所長
		14 同法第18条の7第1項の規定による特定粉じん発生施設となった際の届出の受理					○	保健所長
		15 同法第18条の8の規定による特定粉じん発生施設に関する計画の変更等の命令					○	保健所長
		16 同法第18条の11の規定による特定粉じん発生施設の構造等の改善等の命					○	保健所長

	令							
	17 同法第20条の規定による自動車排出ガスの濃度の測定				○			
	18 同法第21条第1項の規定による公安委員会に対する要請				○			
	19 同法第21条第2項の規定による道路管理者又は関係行政機関の長に対する意見陳述				○			
	20 同法第23条第1項の規定による緊急時の一般への周知及びばい煙の排出量の減少等についての協力の要請				○			
	21 同法第23条第3項の規定によるばい煙量の減少のための措置を採るべきことの勧告				○			
	22 同法第23条第4項の規定によるばい煙排出者に対する必要な措置を採るべきことの命令及び公安委員会に対する要請				○			
	23 同法第24条の規定による大気汚染の状況の公表				○			
	24 同法第26条第1項の規定によるばい煙発生施設の状況等の報告の要求及び工場等への立入検査						○	保健所長
	25 同法第27条第4項の規定による電気事業法等の規定による措置を採るべきことの要請				○			
	26 同法第28条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等				○			
二	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務							
	1 同令第9条の規定によるばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付						○	保健所長
	2 同令第10条の3の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付						○	保健所長
三	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく知事の権限に属する事務							
	1 同法第5条の規定による特定施設の設置の届出の受理						○	保健所長
	2 同法第6条の規定による特定施設となった際の届出又は排出水の排出系統別の汚染状態及び量についての届出の受理						○	保健所長
	3 同法第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理						○	保健所長
	4 同法第8条の規定による特定施設に関する計画の変更等の命令						○	保健所長
	5 同法第9条第2項の規定による特定施設の設置等の制限期間の短縮						○	保健所長
	6 同法第10条の規定による特定施設の設置者の氏名の変更等の届出の受理						○	保健所長
	7 同法第11条第3項の規定による特定施設に係る地位の承継の届出の受理						○	保健所長
	8 同法第13条第1項又は第13条の2第1項の規定による特定施設の構造等の改善等の命令						○	保健所長
	9 同法第14条の2第1項の規定による事故の状況等の届出の受理						○	保健所長
	10 同法第14条の2第2項の規定による応急の措置の命令						○	保健所長
	11 同法第14条の6第2項（第14条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取				○			
	12 同法第14条の6第4項（第14条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策重点地域の指定の公示				○			
	13 同法第14条の7第5項の規定による市町村に対する助言及び勧告				○			
	14 同法第16条第1項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画の作成				○			
	15 同法第17条の規定による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表				○			
	16 同法第22条第1項の規定による特定施設の状況等の報告の要求及び特定事業場への立入検査						○	保健所長
	17 同法第23条第4項の規定による鉱山保安法等の規定による措置を採るべきことの要請				○			
	18 同法第24条第2項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要求等				○			
四	水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）に基づく知事の権限に属する事務							
	1 同令第6条の規定による特定施設の設置等の届出に係る受理書の交付						○	保健所長
五	湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく知事の権限に属する事務							
	1 同法第8条の規定による汚水等の処理の方法の改善等の命令						○	保健所長
	2 同法第10条の規定による汚水等の処理の方法の改善等の命令						○	保健所長
	3 同法第12条第2項の規定による鉱山保安法等の規定による措置を採るべきことの要請				○			
	4 同法第14条の規定によるみなし特定施設となった際の届出の受理等						○	保健所長
	5 同法第15条の規定による指定施設の設置の届出の受理						○	保健所長